

第 56 回 盛岡市玉山区地域協議会
議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第56回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成26年11月14日（金）
13時30分 から
場 所 玉山総合事務所 3階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 区長あいさつ
- 4 議事録署名員の選出
- 5 議事
 - (1) 報告
 - 報告第1号 姫神ふるさと学習センターの廃止について（答申への対応状況について）
（説明者：教育委員会事務局 菅原生涯学習課長）
 - 報告第2号 盛岡市玉山区地域協議会の意見書に対する回答について（歴史民俗資料館建設事業と石川啄木記念館について）
（説明者：教育委員会事務局 袖上歴史文化課長）
 - 報告第3号 放射性物質に汚染された農林業系副産物の試験焼却結果について
（説明者：小原玉山総合事務所事務長）
 - 報告第4号 盛岡市玉山区地域協議会の意見書に対する回答について（玉山区の設置期間延長及び玉山総合事務所の組織体制維持並びに農林部の移転について）
（説明者：東藤市長公室長、佐藤職員課長）
 - 報告第5号 新市建設計画に係る執行状況の報告について
（説明者：古館企画調整課長）
 - (2) 審議
 - ア 諮問事項
 - 審議第1号 新しい盛岡市総合計画の基本構想（案）について
（説明者：古館企画調整課長）
 - 審議第2号 「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画（案）」の策定について
（説明者：志賀資産管理監兼資産管理活用事務局長）
 - 審議第3号 盛岡市避難行動要支援者避難支援計画（案）について
（説明者：菊池地域福祉課長、藤澤危機管理防災課長）
 - 審議第4号 第2期盛岡市地域福祉計画（案）について
（説明者：菊池地域福祉課長）
 - イ 自主的審議事項
 - 審議第5号 委員提案事項について
（案件名：新市建設計画における未着手事業の方向性について）
- 6 その他
- 7 閉会

盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期：平成26年2月13日～平成28年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合正組合員
副会長	村 山 美 栄 子	盛岡市青少年問題協議会委員
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会副会長
委員	太 田 司	盛岡市P T A連合会副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会会長
委員	竹 田 か づ 子	玉山区女性団体協議会会長
委員	玉 山 麻 美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長
委員	廣 内 久 行	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆 川 ミ エ 子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成27年 2月27日

議事録署名員

皆川 江子



平成27年 2月25日

議事録署名員

湊 房子



議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第56回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成26年11月14日（木） 13時30分から17時37分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者 (43名)

委員 : 竹田孝男 委員 (会長), 村山美栄子 委員 (副会長)
(15名) 岩崎隆 委員, 太田司 委員, 駒井元 委員
齋藤勲 委員, 櫻輝夫 委員, 佐々木由勝 委員, 竹田かづ子 委員
玉山麻美 委員, 千葉進 委員, 廣内久行 委員, 米田二郎 委員
皆川ミエ子 委員, 湊房子 委員
(欠席者 なし)

市側出席者: 福田玉山区長, 小原事務長

(29名) (教育委員会事務局) 菅原生涯学習課長, 薄衣主査
袖上歴史文化課長, 木村歴史文化課長補佐
(市長公室) 東藤市長公室長, 古舘企画調整課長
藤澤副主幹兼計画係長, 畠山主任
(総務部) 佐藤職員課長, 藤澤危機管理防災課長
(財政部) 志賀資産管理監兼資産管理活用事務局長
壽資産管理活用事務局長補佐, 佐藤主査, 上森主任
(保健福祉部) 菊池地域福祉課長
(玉山総合事務所) 佐々木企画調整監兼総務課長, 村山参事兼税務住民課長
大澤参事兼産業振興課長, 水澤建設課長
櫻庭税務住民課主幹兼課長補佐, 中村健康福祉課長補佐
本山学務教職員課主幹兼玉山給食センター所長
畠山農業委員会事務局玉山分室主幹
事務局 (玉山総務課): 佐々木主幹兼課長補佐, 吉田主査, 加藤主任,
佐々木主事補

5 傍聴者

竹田浩久市議, 佐藤千賀夫市議
マスコミ取材2社 盛岡タイムス, 岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(小原事務長) 本日は大変ご苦勞さまでございます。時間となりましたので、ただいまから第56回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は、委員の半数以上で会議が成立するということになってございますが、本日は委員15名、全員のご出席ということでございますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

初めに、本日の資料についてでございますが、お手元に本日配付の資料と、差しかえの資料をお配りしてございます。差しかえの資料につきましては、皆様に事前に送付いたしました後に、市の内部で調整等によりまして文言等の軽微な修正を加えたものが主ということになっておりますが、お手数でございますけれども、差しかえ等を行っていただきますようお願い申し上げます。

2 会長あいさつ

(小原事務長) それでは、竹田会長からご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

(竹田会長) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

第56回盛岡市玉山区地域協議会を開催するに当たりまして、皆様方、何かとご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、既にご案内申し上げます案件、報告5件、諮問4件というように、盛りだくさんの案件がございます。特に地域自治区延長の要望等に対する回答とか、あるいは新市建設計画における未着手事業の今後の方向性など、重要な案件についてご審議をいただくことになっております。委員の皆様方には忌憚のないご意見をお願い申し上げますとともに、円滑な協議の進行につきましてお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(小原事務長) ありがとうございました。

3 区長あいさつ

(小原事務長) それでは、引き続きまして福田区長からご挨拶を申し上げます。

(福田区長) ご苦勞さまでございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、第56回盛岡市玉山区地域協議会にご出席いただきましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。

早いものでことしも残すところ1カ月半余りとなりました。年の瀬が近づくとつれまして、何かと慌ただしい時期となってまいりました。

さて、寒さも日増しに厳しくなっておりますが、昨日は雪まじりの雨ということで、まさしく初雪というような感じもしたわけでございますが、いよいよ降雪、積雪が気にかかる時期になってまいりました。当玉山区におきましても除雪会議の開催等により、関係する皆様方と緊密な連携を図りながら万全な除雪体制を築くとともに、市の広報や玉山区地域協議会だよりなどを通じまして、住民の皆様に対しましてもスムーズな作業の実施に向け、ご理解、ご協力を呼びかけてまいりたいと存じております。

先ほど会長さんからもお話がございましたとおり、本日は付議案件が多くあるようで、報告事項が5件、諮問事項が4件、自主的審議事項が1件を協議していただくことになっておりますけれども、皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、この会議が円滑に進められますことをお願いを申し上げながら、粗辞簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

4 議事録署名員の選出

(小原事務長) 次に、次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは竹田会長に議長をお務めいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(竹田会長) 議事録署名員の選出でございますけれども、恒例によりまして私からご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) それでは、皆川ミエ子委員、湊房子委員、ご両名をお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

5 議 事

(1) 報 告

(竹田会長) 早速議事に入ります。

会議は公開で行います。

報告第1号 姫神ふるさと学習センターの廃止について を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(菅原生涯学習課長) 生涯学習課でございます。ふるさと学習センターの廃止についてのその後のご報告でございます。

前回の協議会におきまして廃止についてご承認いただいた際に、施設廃止後の利活用等について、有効利用についての検討ということでご意見いただきました。その件でございますが、ふるさと学習センターは教育財産という格好でございますが、目的が限定されている形でありまして、条例にそれも明記されているところでございますが、廃止の際には

それを外すという格好で、教育財産ではなく、普通財産のほうに変えるということで、いろんな目的が限定しない形でもって検討できるかなというふうに思っております。

そして、検討の方法につきましても教育委員会だけではなくて、目的を限定しないということは全庁的な検討もできますので、関係各課とも調整しながら進めてまいりたいなど。その際には、ほかにも閉校した学校等ございますので、あわせて検討してまいりたいなど。また、方法としまして公募等というふうなお話もございましたので、その辺も一つの有力な方法であるとは考えております。指定管理者制度の場合には条例設置で目的が決められている訳ですけれども、普通財産とする場合にはいろんな形で持って、また募集方法そのものからの方法というものを検討できるかなと考えてございますので、その辺も含めまして、いろいろな検討にこれから入っていきたいなど考えておるところでございます。

以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。委員の皆様方の質問、ご意見等を求めます。

齋藤委員。

(齋藤委員) 地元なものですから、よろしくをお願いします。

この場所は、地域協働で、あしたあさっても姫神山を中心としたこの地区の活性化について懇談会をやろうと思っていました。それで、いろいろ対応していただけるということですが、この地区は住民も少なく、子供もいない状態です。このままではますます衰退の一途をたどると思っておりますので、これにあるようにいろいろご配慮いただければありがたいと思います。

以上です。

(竹田会長) 要望ですか。

教育委員会のほうで何かございますか、これに対して。

(菅原生涯学習課長) 確かにお話いただきましたように、学校は地域にとって重要な、中心的な位置を占めてきたものですし、今そういう形ではないにしても、いろんな形でもって拠点のような位置づけにはなっているのだろーと思っておりますので、委員さんお話しのように、地域協働の意味で市民協働の中でもいろいろお使いいただける部分だろーと思っておりますので、幅広く方法を考えていきたいなど考えております。

以上でございます。

(竹田会長) ほかにございせんか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) なければ、次の報告第2号 盛岡市玉山区地域協議会の意見に対する回答について を議題といたします。

説明者の入れかえのために、暫時お待ちください。
お待たせしました。それでは、報告第2号についての説明を求めます。

(袖上歴史文化課長) 歴史文化課の袖上と申します。それでは、皆様のお手元のほうに回答書をお配りしてあると思いますが、そちらのほうで、このたび協議会さんのほうからいただきました意見書に基づく回答をさせていただきます。

意見書の内容につきましては、皆様もうご案内のとおりでございますが、今般歴史民俗資料館の建設に当たって、石川啄木記念館と共用のスペースや設備を設けるなど、相乗効果が発揮される有機的な施設の整備を検討するよう求めるという意見書をいただいたところでございます。私5月28日にこちらに出席させていただきまして、そのときも説明をさせていただいたところですが、地域の方々、また学識経験者の方々から組織される玉山歴史民俗資料館建設方針検討会を設立させていただきまして、これまで7月22日と10月16日と、2回の検討会を開催しております。その中で、この検討会の中でいただいた意見書の内容につきましても、委員の皆様方から推進すべきであるのご意見を頂戴したところでございます。今後もこの意見書を尊重し、検討会においてさらに協議を進めて、石川啄木記念館との相乗効果が発揮される歴史民俗資料館になるよう検討してまいりたいというふうに存じております。

つけ加えるならば、新たに道の駅構想の部分も含めながら、よりよい相乗効果ができるように、あわせて検討してまいる所存でございます。

以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。これに対して委員の皆様方のご質問、ご意見があれば、どうぞお願いします。ありませんか。
佐々木委員。

(佐々木委員) ご説明ありがとうございます。意見書に沿って大分取り入れられた、啄木記念館との共用施設の問題、あるいはいろんな意味での今後の啄木記念館の活用についても非常にプラスになる部分があるなど思ってお聞きしました。ぜひ早い時期に着工されて、完成されますようお願いすることと、できれば今後の運営についても記念館との併用を重視した形で、両方の施設が効率的に活用されますようお願いをして終わります。要望でございますので、返答は要りません。

(竹田会長) ありがとうございます。
ほかにございませんか。櫻委員。

(櫻委員) ちょっとお聞きしますけれども、啄木記念館との相乗効果、道の駅というお話が出ましたけれども、道の駅もぜひとも思っておりますが、具体的なことがわかればお知らせいただきたいと思っております。

(袖上歴史文化課長) 道の駅の部分については、玉山総合事務所で取り進めておりますので、

恐らく計画のほうが進まりました時点で、また地域協議会さんのほうにご説明をする形になろうかというふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 総務課、佐々木でございます。

道の駅の関係は、前回、第55回の地域協議会の際に、以前に出されました委員提案の中で慎重に整備をとるという意見があり、その取り扱いについてもお話し合いをいただいた経緯がございます。その中で、現委員のほうではやはり進めていくべきだということで、担当課のほうも同じ考え方でございますので、進めてまいりますけれども、平成27年度に、第三者委員会といいますか、検討会を設置して、さまざまなご意見をお伺いしながら、どういったコンセプトで事業を進めていくか、道の駅の建設を進めていくかという部分について、具体的なものを示したいという方向で考えているところでございます。国土交通省との一体型の道の駅ということになりますので、駐車場やトイレ、道路情報等の施設については国交省のほうで整備するということになりますから、国交省とのスケジュール調整もしなければならないということで、全体の事業の進捗ということになりますと、市と国と地元といろいろ連携していく部分がございますので、ちょっと時間はかかるのかなとは思っておりますけれども、遅くとも27年度に具体的な話を進めながら、できれば28年に設計、その後に建築ということを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(櫻委員) はい、わかりました。ぜひともうまくいくようお願いしたいと思っております。

(竹田会長) ほかにありませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なしの声がございます。なければ、報告第2号はこれで終わりたいと思っております。

続いて、報告第3号 放射性物質に汚染された農林業系副産物の試験焼却結果についてを議題といたします。

これについての説明を求めます。

(小原事務長) 玉山総合事務所でございます。ただいまから説明を申し上げます。

放射性物質に汚染された農林業系副産物の試験焼却結果についてということでございますが、この件につきましては前回の地域協議会で試験焼却を行うというご説明をさせていただいておりますので、その結果についてのご報告ということでございます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。1枚物の資料、報告第3号と書いたものでございますが、まず1番の目的でございますが、これは以前にも説明してございますが、放射性物質に汚染された牧草及び稲わら、ほだ木につきまして試験焼却を実施して、周辺住民の安全、安心を確保するために試験焼却を実施するものでございます。

2の対象施設でございますけれども、一般廃棄物焼却施設であります岩手玉山清掃事業所及びその灰を埋め立ていたします岩手町と玉山区の各廃棄物処分場、最終処分場ござ

います。

次に、3の実施期間でございますが、10月15日から20日までの間のうちの4日間において試験焼却を実施したところでございます。

次に、4の処理対象物でございますが、牧草及びほだ木でございます。

次に、5の試験焼却の方法でございますが、基準としておりましたキログラム当たり1,000ベクレル以下となることを確認するため、焼却炉2炉のうち1炉におきまして、13.5トンの一般ごみに0.5トンの牧草またはほだ木をまぜて焼却し、その結果を測定したということでございます。

次に、6番の試験焼却結果でございますが、もう一つの資料、モニタリング測定結果とつづつてある資料があると思っておりますが、そちらをごらんいただきたいと存じます。

まず、(1)でございますが、処理対象物の測定結果ということで、焼却をする前にはかった放射性セシウムの量ということになります。玉山区のものを見てみますと、10月15日牧草0.5トン、合計で540ベクレル、それから10月17日に玉山区のほだ木0.5トン、これが20ベクレルという内容でございます。

(2)でございますが、試験焼却を行いまして、そこから出ます排ガスの測定結果でございます。測定する上で、ろ紙でばいじんをとると、それから水をくぐらせてばいじんをとるということ。ろ紙のほう、それから水をくぐらす方法のドレインといいますが、試験焼却前、試験焼却後、試験焼却中いずれもNDということで、このNDといいますのは検出限界値未満ということで、不検出ということでございました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。(3)番でございますが、空間線量の測定でございます。これにつきましては、焼却施設の中と施設の周辺、ここに書いてありますように6カ所において測定をしたところでございます。0.03から0.06までの間ということでございます。時間当たりのマイクロシーベルトでございますが、基準にしておりますのが国の基準値、1時間当たり0.19マイクロシーベルトでございますので、それを大きく下回っている結果であったということでございます。その下にございます表は過去の線量の計測結果でございますので、参考までに後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、3ページでございます。(4)が焼却灰の主灰と言われる、下に落ちる灰の測定結果、(5)が飛灰、軽いほうの灰でございますが、そちらの測定結果でございます。高く出るだろうと予想しておりました(5)の飛灰につきましてでございますが、焼却前、焼却後を含めた焼却期間中の結果を見ますと、最高でキログラム当たり314ベクレルということでございまして、基準としておりました1,000ベクレルを下回る結果になったところでございます。

次に、4ページは岩手町の最終処分場の結果ですので、割愛させていただいて、5ページを説明させていただきます。これにつきましては、門前寺にあります玉山の廃棄物処分場の放流水、それから周辺の地下水の検査結果ということでございます。これにつきましては毎月検査を実施してございまして、試験焼却灰の埋却処理が終わりました11月4日時点の結果を見てみますと、それまでと同様不検出という内容でございます。

その下の(2)、空間線量の調査でございますが、これにつきましてもお手元にあるとおり0.03から0.06というようなことで、先ほど申し上げましたように0.19マイクロシーベルトを大きく下回る結果ということでございます。

その他の資料につきましては、これまでのモニタリング結果が6ページでございますし、7ページ、8ページにつきましてはそれぞれ牧草あるいはほだ木をこういう形で細かく裁断して投入するという、その写真等がついてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

今まで申し上げました結果を見てみますと、総じて本格焼却に向けて実施が可能な結果となったのではないかなというふうに考えているところでございます。

それでは、最初の1枚物の資料にお戻りいただきたいと思っております。7番の今後の対応でございます。これにつきましては、この試験焼却結果に基づきまして、昨日13日に焼却施設周辺の住民説明会を既に実施したところでございます。また、本日は午前中に市議会の産業環境常任委員会でご説明を申し上げましたし、本日ここでの説明、そして17日、来週の月曜日でございますが、門前寺地区での住民説明会を予定しております。それ以外にも市議会等への説明もさらに予定しているところでございます。今後とも説明をした上でご理解をいただいて、そして各測定を今後とも継続するということで、安全性に十分配慮した上でご理解いただけるということであれば、12月の半ばから本格焼却に入っていきたいというふうに予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。委員の皆様の質問あるいはご意見を承りたいと思っております。岩崎委員。

(岩崎委員) ちょっと教えていただきたくて手を挙げました。

5ページの3の玉山廃棄物処分場の表なのですけれども、このゲルマニウム半導体検出器でやった場合に、検出下限値は幾らで設定して測定した結果ですかね。例えば国の基準が下にあるのですけれども、セシウム134と137の合算が1以下であればいいということの判断でいいのですか。もしそうあるのであれば、下限値は1で設定するので、検出限界値というのはもっと下がるべきではないのかなと思うのですけれども、そのあたりちょっと。というのも私たちも農産物の検査を第三者機関に出して、大体下限値1で検体を送って検査するのですけれども、そのときの検出限界値というのが0.幾つという値でND、不検出になっているのですけれども、そのあたりちょっとどうなのかなと思って聞きました。

(竹田会長) 事務局。

(櫻庭税務住民課主幹兼課長補佐) 国の基準についてですけれども、5ページの中ほどにございますが、セシウム134の濃度を60で割ったものとセシウム137の濃度を90で割ったものを足して1以下になると、この基準はこの数値が1以下になるというのはゼロ歳から70歳までの期間にずっとその水を毎日飲み続けても、許される範囲ですけれども、それが年間1ミリシーベルト以下という基準になっております。1ミリシーベルト以下というのは国で示した基準です。その基準に基づきました検出限界値というのは、放射能をはかるときに時間をかければより精度の高い濃度が出るわけなのですが、この機械であれば2時間程度なのですけれども、わかりやすく言えば100個のボールがあったとしまして、その中の1個

が当たりという場合に、目隠しをして1個を取ろうということをする、確率的に100回やれば1回は当たるのですが、それを時間かけてやると、統計にはかなり正確な数値に近くなるというようなことで、この下限値というのは大体こちら辺で大丈夫であろうという数値でして、はかったときにそれぞれ結果が違くと、下限値がそれぞれ違うというものなのです。

(岩崎委員) 私たちが検査に出す場合は、下限値を例えば1なら1で指定して検査に出すのです。そうすると、限界値というものが1を超えない数値で、0.幾つという感じで出て、その中で検出されませんでしたよという証明をとるのです。これだと下限値がちょっとわからないのですよね。下限値というのは、あくまで機械を設定する下限値であって、限界値とは出た測定の中での数値ですよね。だから、下限値幾らでこういう検査を行ったかというのは、これ見る限りどこにも多分載っていないので、証明にならないと思うのですけれども、普通であれば。

(竹田会長) 事務局。

(小原事務長) ここにあります検出限界値というのは、この測定機械における下限値を示しているというふうに考えております。下限値の設定の仕方というのはいろいろあるのかもしれませんが、自然界の放射能とかいろいろあるようでして、実際にはかってみるとどのぐらいの量を下限値として測定をしましたよというのが機械から出てくるようですので、その下限値がここだと思います。134であれば1.4、137であれば1.9と。これはゲルマニウム半導体検出器による精密検査ということになりますので、かなり精密な下限値だろうというふうに思います。

それから、下のほうの箱の中にある1未満と書いてある、この1と、検出限界値のところの1.4とか1.9と、これは別物だと考えていただければいいかと思います。基本的には先ほど申し上げましたように灰でありますとか、そうしたものは8,000ベクレルが国の基準で、我々は1,000ベクレルでやってございますし、水についても不検出という結果と考えていただいていいものと思ってございます。

(竹田会長) 岩崎委員、よろしいですか。

(岩崎委員) 私たちが行っている検査とこの表示の仕方が違うので、そこで私のほうが勉強不足だったのかもしれませんが、済みません。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、この案件を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) それでは、本案件を終わります。

説明者入れかえのため、暫時お待ちください。

続いて、報告第4号 盛岡市玉山区地域協議会の意見書に対する回答について を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(東藤市長公室長) 市長公室、東藤と申します。よろしくお願いたします。26年10月22日付で貴協議会から意見書の提出がありました玉山区の設置期間延長及び玉山総合事務所の組織体制維持並びに農林部の移転について、市長公室と職員課からご説明申し上げます。

対応状況でございますけれども、盛岡市・玉山村新市建設計画につきましては事業の推進に鋭意取り組んでいるところでございますけれども、現在の見込みでは、後ほどご説明申し上げますけれども、計画期間内での事業完了が難しい状況と見込んでおりますので、さらに事業の着実な実施を図るため、計画期間の延長、あるいは社会情勢の変化に伴う事業の見直しなどを行う必要があるものと考えております。玉山区の設置期間につきましては、盛岡市と旧玉山村との合併協定に基づきまして、平成28年3月31日までとなるものでございますけれども、新市建設計画の計画期間を延長する場合には玉山区地域協議会にかわる組織の設置の検討もしてまいりたいと考えているところでございます。

(佐藤職員課長) 職員課の佐藤と申します。よろしくお願いたします。私から連名ではありませんけれども、組織体制、あるいは農林部の配置につきましてご回答申し上げます。

1点目の玉山総合事務所の組織体制、それから行政サービスの維持についての回答、対応状況でございます。玉山総合事務所が所管しております事務事業につきまして、現在調整を進めているところでございます。玉山総合事務所の組織体制と行政サービスの維持につきましては、市村合併時の合併協定における事務組織及び機構の取り扱いを踏まえまして、住民サービスの低下を招かないよう十分考慮しながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の農林部の配置についてでございますが、市では現在平成27年度の組織見直しと、平成28年度に向けた玉山地域を所管します組織のあり方について検討を進めているところでございます。農林部の玉山分庁舎への配置につきましては、これらの検討結果にあわせまして、市域全体の農林畜産業の振興等を踏まえた各庁舎、本庁舎あるいは若園分庁舎、都南庁舎も含めまして、各分庁舎の効果的な組織配置の中で、引き続き検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、若干補足いたしますが、現在玉山総合事務所で所管しております事務事業につきまして、玉山総合事務所総務課とあわせまして本庁各課と調整しているところでございますので、その調整結果を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

(竹田会長) 説明が終わりました。これに対して質問、ご意見等がありましたらどうぞ。
佐々木委員。

(佐々木委員) 提案者でありますので、若干お聞きしたいと思います。

地域協議会とすれば議論を深めてお願いしたものであります。特に玉山区を設置したときに、これは合併の際に申し合わせ事項というか、約束というか、10年間というようなことで、地方自治法ではなくて合併特例法に基づく自治区を設置していただいた。それが非常に奏功して、区民とすれば村時代と余り変わらない行政サービスをいただいたという評価になっております。そうした中、もう残すところ1年ということで、いろんな社会情勢の変化で10年の約束では住民サービスが低下するのではないかというようなことで、合併特例債については国は10年の延期が可能と決定いたしております。盛岡でも新市建設計画、玉山の場合は十二、三未着工で残っております。といたしますのは、10年間の社会情勢等の変化でうまいぐあいな、計画的な合併効果は出なかったというふうに判断されます。したがって、国の合併特例債の延期にあわせて、合併特例法に基づく自治区を延長していただいて、玉山区住民の行政サービスの維持、継続と、当初約束した新市建設計画の実施を全うしていただくという要望でした。

この文書を見ると、非常に役所的で、まさに落ち度のない回答であります。今後検討していくと、新市建設計画が延長になれば地域協議会にかわるものを設置して継続して、行政サービスを続けるというふうに書いてあります。実はこのお願いは、合併特例法に基づく自治区の延長についてお考えをお聞きしたいと。自治区の延長も選択肢に入っているのかどうか。既に青森市では6年間の延期を決めております。それは、我々がこの地域協議会で議論した中身と同じような背景があるというふうに思います。この回答書は、これ以上ない、いい文書なわけではありますが、自治区の延長について選択肢に入っているのかどうか、まずお聞きしたい。

(東藤市長公室長) お答え申し上げたいと思います。

平成23年12月だったのですけれども、一般制度の地域自治区というようなことで提案いただいていた、その際に平成24年1月に地方自治法に基づく一般制度の地域自治区の設置というのはその段階で考えていないということをご回答申し上げます。地域自治区につきましては、今佐々木委員さんがおっしゃるように、合併後いろいろ住民の方の不安というようなことを解決するための手段として、合併特例法に基づく地域自治区というのを10年間設けましょうということを協議で定めているということで、まだ10年には達しませんけれども、いろいろ一体化の醸成とか、そういうようなことにも取り組んでいる、その中に新市建設計画もあるというようなことをございまして、一定の成果もあるのかなというふうに考えております。したがって、地域自治区を延長するのかということにつきましては、現在のところは、いずれ協議で定めた期間内ということと考えております。ただ新市建設計画の全てを終わることができない見込みだということもございまして、新市建設計画の変更、あるいは新市建設計画の執行状況に関する事項ということが地域協議会さんの所掌事項にございまして、新市建設計画の期間を延長するとすれば、そういうようなことをご審議いただくというような役割を持つということもかわる組

織としてあるのかなという考えで、その部分をお答え申し上げました。

(佐々木委員) そうすると、自治区の延長についても選択肢には入るといふふうに判断してよろしいですか。

(東藤市長公室長) 説明不足で済みませんが、今のところは選択肢の一つではなく、協議で定めた期間で自治区については当初どおりの予定ということで、現在のところは考えているということでございます。

(佐々木委員) その10年の合併時の約束については守っていただくということなわけでありませう。そうしますと、新市建設計画の約束事項についても約束をした55事業については全部やるという前提でよろしいのですか。

(東藤市長公室長) この新市建設事業につきましては、途中で生出地区のエコタウン事業も追加したりして、事業計画も2つほど事業をプラスしているということで、こちらの協議会さんのほうにも諮問いたして、ご答申をいただいているということで進めております。社会情勢によって、今の段階で27年度までの新市建設計画期間内に完了できない見込みのものが未着手のものを含めて41事業ほどになってございます。これは後ほど詳しくご説明申し上げますけれども、状況の変化によって事業の実施の必要性のこととか、可能性が低くなっているものとかもありますので、それにかわる事業の検討とかも含めて、いずれ当初予定しておるものについては鋭意取り組むというのは大前提でございますけれども、状況の変化によっては事業の見直しということも必要になってくるということで考えておりますので、それについては皆様のほうにもご相談申し上げながら進めていきたいと考えております。

(佐々木委員) はい、わかりました。新市建設計画においては社会情勢の変化によって中止するもの、あるいは若干延期するもの等が出ると、しかし自治区については約束どおり10年でお開きにしていただくと、こういう話のようにお聞きしました。

ついては、青森の例を余り強く言いたくないのですが、全く同じ条件です。社会情勢の変化によって、10年で玉山区の区民が盛岡市全体の中で市行政サービスを受けるということについては、新市建設計画と同じようにうまくは進んでおらないと。したがって、10年間の特例債が延びるといふことでございますので、ぜひ5年でも6年でも結構です。新市建設計画とあわせて玉山区の体制というものが自治区の延長という形で、盛岡市でも十分検討をお願いしたいと。今の検討は市長決裁になっているかどうかわかりませんが、これは市議会の関係も出てまいります。地域住民が最もいい行政サービスを受けられる体制、行政として最もスムーズにやりやすい体制づくり、これらを踏まえてもう一度室長さんのところで検討して、ぜひ市長決裁なり市議会への議論を上げていただきたいという要望であります。これについては特に回答は要りません。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、本件につきまして終わりといいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) では、この案件は終わります。

説明者交代のため、暫時お待ちください。

お待たせいたしました。それでは、報告第5号 新市建設計画に係る執行状況の報告についてを議題といたします。

提案している当局の説明を求めます。

(古館企画調整課長) 企画調整課の古館と申します。よろしくお願いたします。

資料をごらんいただきたいと思います。初めに、1ページ目でございますけれども、新市建設計画につきましては主要事業を128事業ということで進めているところでございます。

1項目目でございますけれども、25年度の実績についてということで、62事業について約63億100万円の実績で事業を進めてまいりました。25年度につきましては、(1)完了事業といたしまして、地区集会施設の整備事業ということで、前田地区の施設整備が完了し、これで、予定されていた7地区が全部終了となっておりますし、次の項目の社会教育施設は、好摩地区体育館の外構部分の工事が残っておりますので、それが25年度で全て終了したということでございます。

次に、(2)でございますけれども、生涯スポーツの施設整備ということで、つなぎ地区の多目的運動場整備が昨年度完了しておりますし、2項目目として蕨川地区の農村交流センターの整備が完了して、現在稼働しているという状況でございます。

それから、2項目目の26年度の進捗状況ということでございますけれども、こちらも62の事業について、約74億9,100万円の予算で現在進めております。新規の事業では、市道渋民東線の道路改良の整備を進めているということでございます。

この取り組みの状況については、別紙をごらんいただきたいのですが、資料1、横長の資料でございます。25年度末の資料になりますけれども、左の項目で主要施策、個別施策、ナンバーということで、このナンバーが全部で9ページ目まで128ありまして、それぞれの事業ごとに整理しております。事業名、区分、担当課、区域、それから事業の実施時期は平成25年度末の状況を、完了、着手中、未着手ということで示してございます。事業費は、計画額が変更前、変更後とありますが、24年度に計画変更しておりますので、前と後ということで示しております。事業費については25年度までの実績、それから参考として26年度の予算、最後に事業の概要等ということで整理した資料でございますので、内容のほうは割愛させていただきたいと思います。

次が資料2になりますけれども、玉山区に係る未着手の事業の一覧でございます。未着

手事業については全部で13事業あるのですけれども、玉山区については12事業を掲げてあります。1つ目が岩手・玉山斎場整備事業、それから玉山小学校施設整備、運動公園整備事業、歴史民俗資料館建設事業、道の駅設置事業、それから農業基盤整備の関係ですけれども、団体営基盤整備促進寺林地区、排水対策特別事業船田堰地区、県営かんがい排水事業松川大堰地区ということでございます。それから、裏面になりますけれども、渋民駅北地区の区画整理、野中土地区画整理、I GR下田駅の設置、最後12番目として水道未普及地域の解消事業ということでございます。未着手の状況につきましては右の欄で説明しておりますので、個別については説明は割愛させていただきますけれども、現時点でも見通しが立っていないもの、それから着手に向けて地元との協議が進んでいるものということで、それぞれ未着手事業についても課題の中身は異なっておりますけれども、現在これらが課題になっているという状況でございます。

次に、資料3をごらんいただきたいと思います。合併特例債の活用状況ということで、1番目が活用実績のトータルですけれども、1行目が全体、玉山区、旧盛岡地区ということで区分してありますけれども、全体のところを見ていただきますと、事業費につきましては平成18年から25年度までの実績としては687億ほどで、そのうち特例債につきましては104億6,220万円の実績でございます。

項目の2番目が25年度、26年度の状況でございます。玉山区の事業、旧盛岡市域の事業ということで一覧がございますけれども、25年度の実績といたしましては総額になりますけれども、15事業で12億9,324万5,000円の事業費に対して8億880万円の特例債となっておりますし、26年度につきましても18事業で28億9,145万3,000円の予算に対して22億4,210万円の特例債の活用を図っているという状況でございます。

次の説明になります。資料の4をごらんいただきたいと思います。資料4については事業の今後の見通しということで、今回初めてお示しする資料でございます。1番目の(1)の事業の進捗の見通しにつきましては、計画事業数は、全部で128事業あるのですけれども、ハード事業は全部で96事業になります。このうち平成27末と書いた一番右の黒い太枠で囲った部分になりますけれども、96のうち来年度末においても未着手の事業が全体で12事業、着手中の事業が29事業ということで、着手はしているのだけれども、27年度まででも完了しないということで、未着手と27年度でも終わらない着手中を足した41事業が課題になっているということでございます。着手率が87.5%、完了率が57.3%ということで、括弧書きは玉山区に係る数値ということでございます。

次に、(2)番ですけれども、事業費及び合併特例債の見通しでございます。ここも一番右の太枠のところを見ていただきたいのですが、総事業費といたしまして822億円ほどでございます。これに対して合併特例債の見込みですけれども、153億7,050万円ということで見込んでおりまして、この表の下にポツポツと2段書きにしております、下のほうのポツのところですが、本市の合併特例債の発行可能額というものがございます。これが182億4,620万円ということでございますので、27年度末の発行見込みが153億円ほどということになっておりまして、差額の30億円弱になりますけれども、まだ活用の幅がございます。

こういった状況を踏まえまして、2の計画変更についてですけれども、(1)が期間の延長ということでございます。これにつきましては、東日本大震災の関係で地方債の特例措

置がございまして、最大で10年間、合併特例債の発行期間を延長することができる規定となっております。こういったことから、28年度以降についても事業の推進を図るために計画期間を延長する必要があるという状況にございます。

それから、(2)といたしまして主要事業の見直しでございます。社会情勢の変化等により実施が見込めない困難な事業、あるいはそれにかわる事業の検討ということも必要な状況になっているということでございますので、これらの事業の見直しについても検討していく必要があるということでございます。

(3)の合併特例債についても、平成28年度以降も有効に活用していくために、主要事業の見直しとあわせて考えていく必要があるということでございます。

裏面を見ていただきたいのですが、裏面が課題となっている27年度末時点で完了が見込めない41事業の一覧でございます。この中には、一番右の欄に書いてありますけれども、未着手のものが全部で旧盛岡を含めて12事業あるということでございます。整理ナンバーの1番から29番までが玉山区域、30、31が両地域、32番以降が盛岡の区域となっておりますので、お目通しいただければと思います。

最後、資料の5ですけれども、これが玉山区に係る事業の全体図になっておりまして、緑で塗った部分が今年度着手した渋民東線でございます。黄色の部分、ここが未着手事業で、未着手事業のうち11の事業を示しているものでございます。

説明については以上となります。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして質問、ご意見を承りたいと思います。

湊委員。

(湊委員) 上下水道の整備なのですが、資料1で見ますとナンバー123で未着手ということで、これは次の資料を見ていくと何か29年度までに延長されているようなのですが、さっきもごみの焼却の問題でも出て、セシウムが検出されないということなのですから、やはり毎日飲む水なわけですので、合併のときから見ると福島の影響が出ている可能性もあるわけなのですよね。それをずっと飲み続けて健康被害をもたらすようであれば、やはり命にかかわってくることであり、ひいては医療費等も高騰することとされますので、説明のところを見ると、これから地域住民の意向を確認しながら事業化に向けて取り組んでいく、大変公務員的な回答、そういう回答になっていると思いますけれども、やはり人の命がかかわってくるかもしれないことです。事業費も20億という大変高額なわけですから、そういった人の命を守るという点から、なるべく早く取り組んでいただきたいと。要望です。

あとは質問になりますが、水道でない水を利用している世帯数って、大体何世帯ぐらいあるか教えていただければと思います。

(竹田会長) 答弁をお願いします。

(古舘企画調整課長) 水道の未普及地域ということで、計画に上がっているところは全部で9

つの地域となっております。9つの地域全体で161世帯ございまして、それぞれ地域の飲料水の状況、これからどういった手法で整備するかというようなことについても、それぞれ考え方も異なっているのではないかとということもありますけれども、いずれ地域に入って相談しながら進めていくということで事業課のほうからは聞いておりましたので、水の安全への心配ということがございませぬけれども、そこは住民の方々と相談しながら進めていければと思っております。

(竹田会長) よろしいですか。

ほかにございませぬか。佐々木委員。

(佐々木委員) 先ほどの地域自治区の話の中にも出てきたわけですが、玉山の場合12事業が約束どおりいかなかったと、これについては社会情勢の変化は非常に大きいわけですね。私どもとすれば約束をしたからということで、無理にそれをやる必要はないというふうな地域住民、多くの方々は思っております。これについてはまさにそのとおりであります。したがって、今の資料を見させていただくと、浜民駅北地区の土地改良、野中、下田駅、これについては廃止をしたいというふうにとりました。これは、地域住民に説明をした上でというふうになっております。これについては、社会情勢が変わったわけですからやむを得ない部分もあるわけですね。しかし、計画があるわけですから、できれば代替案を示して、この3つを廃止する場合にはこれとこれをこの予算の中でやりますとか、そういうことが役所的にはできないこともよくわかりますけれども、何かそんな代替事業みたいな、統合事業みたいなものを行政で出せないとなれば、早急に地域協議会なり、総合事務所地域住民と相談の上出すとか、それを含めてこの提案をしてほしかったなと。例えば切るだけではなくて、削除だけではなくて、

今はいろいろ検討するとは書いてありますけれども、例えば下田駅は人が乗らないと、IGRの経営上もプラスにはならないと、10年前の計画とはかなり違ったのだと。しかし、であれば浜民駅の無料駐車場を拡大するとか、トイレ付きの普通の駅にするとか、例えばそんなような代替案を示して削除するようなことを出してほしいと。

したがって、先ほどの話にもつながるのですが、新しい地域協議会を検討するというところで、自治区の延長はないと思えという回答でしたけれども、私はあえて青森市に倣って自治区の延長をするべきだというお願いをしたのですが、少なくとも任意の地域協議会ではいけない、ぜひ、条例なり規則、法律に基づく地域協議会にしてほしいと。これ何回も静岡にしる福島にしる、見させてもらいました。地域協議会なり、区をなくした後の市役所の従来の何とか委員会のような、予算もつかない、事務局もないような地域協議会では全く意味がないですよということを委員の方々みんな聞いているのです。ですから、先ほど私は強く区の延長を申し上げたのですけれども、最低でも条例なり、地方自治法が一番いいとは思っておりますけれども、ぜひ社会情勢が変わったので、自治区についても延長する、あるいは法に基づく地域協議会ぐらいの検討は重ねてお願いしたいと、これとあわせて。

今の話どうですか、この3つのことについて。

(東藤市長公室長) 今回未着手の理由、進捗の見込み等ということで書かせていただいております。

ます。区画整理の事業については、担当部で地域協議会の方々にも状況をご説明しているところでございますけれども、この土地区画整理事業という手法ではなかなか難しいのかなというようなことをご説明申し上げておりますので、今後どのような方向にするかということは担当部のほうでも十分に検討していくということでございます。

下田駅について、ここでやめるとかというような説明はしてございませんけれども、今後について設置したときの利用者数とか、その辺のことも課題があるというふうにも聞いてございますので、既存駅の利便性の向上策ということも含めて今後検討していくことですので、今回こういうふうに着手事業について検討していくということをお示しさせていただいた上で、さらに市のほうでその方向性を検討し、改めて地域協議会にもご相談申し上げたいと考えております。今日はいずれ進捗状況と、今の見込みということでお示しをさせていただいております、これをどうするというはまた今後ご相談をしていきたいというふうに考えているところでございますので、ご了解いただければと思います。

(佐々木委員) ありがとうございます。いずれ約10年と言わず、玉山区を見捨てないように市政のほうでも支援をいただきますようお願いをして終わります。ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。
櫻委員。

(櫻委員) 今いろいろご説明をいただきまして、進捗状況もお聞きしたわけですが、私の身近なところでお聞きしたいと思います。例えば一級市道の下田生出線でございますが、20年度から24年度の計画で、22年度から32年度で完成予定というように表をいただいておりますけれども、そうするとあと5年で工事完了ということになるわけですが、2,800メートルのうち今できているのがまだ400メートルぐらいという状況でございますが、これではできないような気がしますし、補正予算を組んで次の年やって、次の年はもう予算組んでいただけないというようなことになっておりますが、東日本大震災とか資材の高騰とか、業者が足りないとかいろいろあるでしょうけれども、もう少し急いでやっていただきたいと思いますが、これはどのようなことなのでしょう。

あともう一つ、新市建設計画で生出のエコタウン構想を組んでいただいたわけですが、これも25年度からで、あと何年度までかというようなことも示されておられませんし、湧口の問題がありまして、ここが一番の事業のメインになる場所ではないかと思っておりますけれども、いろいろ諸事情はあるでしょうが、どのようにお考えになっているか、ひとつお聞きをしたいと思います。

(古舘企画調整課長) 初めに、下田生出線の関係ですが、昨年も同じようなお話で、なかなか進んでいないというご意見をいただいております。担当課のほうにも計画年度が来年度までということで、早期に進められないかというようなことはお話し申し上げております。下田生出線につきましては32年度までの見通しということではございますけれども、

いずれ玉山区の事業につきましては少しでも前倒しできるような部分については進められるように、担当課にもお話し申し上げていきたいと思っております。

生出地域のエコタウン事業につきましては、地元の所有者の方等と交渉を進めているというようなことも聞いておりますけれども、いつ、どこまで可能かということがなかなか現在の交渉では見通しを立てにくいというようなこともございまして、ここには終期を表示していない資料となっておりますが、そういった事情でございます。

(櫻委員) 貴重な時間、申しわけありませんが、少しだけつけ加えさせていただきたいと思っておりますけれども、下田生出線の道路でございますけれども、去年やっていた道路ですが、本道の部分も予算がないということで切れた状態になっております。砂利まで敷いて固めたようですけれども、アスファルトが流されていないというような工事状況でございます。今年度も事業計画の看板等まで少し業者が手をかけたような状態ですけれども、まだ全然工事には入っていないということで、予算も看板に掲げておりますけれども、4,000万が3,800万になって、180メートルで当初よりメートル数が100メートル縮むとか、そういうような状況でございます。雪が降る前に、子供たちも通っておりますので、去年の分のアスファルト舗装だけは早急をお願いするようにこの場でお願いしたいと思えますし、エコタウン構想のほうも私たちも頑張っておりますので、なんとか物になるように、せっかく新市建設計画で組んでいただいておりますので、重ねてお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

(東藤市長公室長) きょう担当部のほうにもお伝えいたしますので、いずれ新市建設計画については優先的に事業に取り組んでいきたいというように考えていることには違いがございませんので、その辺もご理解いただければと存じます。よろしく申し上げます。

(竹田会長) ほかにございますか。

太田委員。

(太田委員) 先ほどの委員の方と同じようなことになってしまうのですが、教育関係であれば玉山小学校の整備事業、未着手というふうになっておりますけれども、実際問題少子化の段階で、この後も小学校を新しく建てることはまず私から見れば不可能な事業であるかなというふうに思っていました。むしろそういう予算が今後つくのであれば、逆に玉山区は複式学級が多い学校が多いので、教育委員会で適正配置を今一生懸命やっておりますので、そちらのほうに予算を回してもらったほうがもっと円滑に事業を進められるのではないかなというふうに私は思っていました。子供たちの将来は本当に待ってられないので、もっと早く解決できるような事業に予算を回すということを行政も考えていただければなというふうに思いました。できなさそうであればできないというふうにすぐに案を出してもらおうような感じにしてもらわないと、いつまでたっても解決しないという状況が出てきますので、もっとほかにやれることがあるのであればそちらのほうに回せるように、行政の方ももう少し頑張ってもらおうとか、案を出してもらおうとかいうのをやっていたら、逆に協議も円滑に進むこともありますし、保護者の皆さんとか、例え

ば学校であれば今後どうなるのだという過剰な期待があったりすると、うちの学校また新しく建つのではないかという方も、中に聞いていらっしゃる方も実際にいるわけですから、そういうのも払拭するのであれば、払拭する意見とかもしっかり行政側から発信してもらわないと、いつまでたっても解決に至らないと思うので、私からはそういうふうな要望をいたします。

(竹田会長) よろしいですか。

(東藤市長公室長) 先ほどお答えしたとおり、この未着手事業についての今後の方向性については、市内部のほうでさらに検討した上で方向性を見出しまして、皆様のほうにもそれをお示しするということが今後進めていきたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

(竹田会長) 廣内委員。

(廣内委員) 2点ほどですけれども、1つは先ほど湊委員のほうからもお話あったようですが、五、六年前に、123番の事業のことなのですけれども、1回環境部のほうで地元に入って、いろいろご検討いただいた経緯がございます。その後何も音沙汰なしということで、地元でも「どうなっているんだべな」という話は出ている状況です。ですから、もう少し情報を流していただければいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

それから、先ほど太田委員のほうから話がありました玉山小学校の関係、1週間ぐらい前に地元説明会があったということですが、PTAさんへの話も早目に説明しているということは聞いているのですけれども、先行きどうなるのかなと、まだ聞いたばかりでございますので、その辺は廃校にするというものではないという話もありますので、そこは地域として、学区として考えていくべきものかなと。まだ結論には早いと私は思ひますので、地元の検討結果をもう少し踏まえていただいてもいいのではないかなと思ひます。

以上です。

(竹田会長) ほかにございますか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、本案件を終わりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) では、そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたしたいと思ひます。3時5分再開いたしますので、よろしくご協力のほどお願ひいたします。

(休憩) (14 : 58)

(再開) (15 : 06)

(竹田会長) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(2) 審 議

(竹田会長) 今度は次第の(2)、審議の部に移ります。

最初に、諮問事項として審議第1号 新しい盛岡市総合計画の基本構想(案)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(古館企画調整課長) 企画調整課の古館です。引き続き説明いたします。

資料の1枚目を初めにごらんいただきたいと思います。新しい盛岡市総合計画の基本構想の案ということで、現在の総合計画が26年度までということですので、新しい基本構想を定めようとするものでございます。

基本構想の案につきましては、別紙ということで用意、配付しております。それから、参考資料ということで資料の6番まで配付しております。

初めに、基本構想の案を策定するに当たって、これまでの取り組みでございませうけれども、資料の1をごらんいただきたいと思います。策定経過と今後のスケジュールということで、横長の資料になっております。1段目が市民参画、2段目が総合計画審議会、3段目が市議会、4段目が玉山区地域協議会ということで整理しておりますけれども、基本構想策定に当たりましては平成25年度、それから今年度、2カ年にわたって作業を進めてきております。

初めに、市民参画の1段目のところでございませうけれども、平成25年度に、まちづくりへの提言募集、アンケート調査を3種類実施しております。それから、市民討議会、意見交換会、子供、若い世代の意見の聴取というようなことで、昨年度市民意見の集約ということを進めております。

それから、2段目のところになりますが、総合計画審議会、これは30人の委員さんをお願いして、基本構想の案についていろいろ議論いただいているものでございます。ことしの2月12日に諮問とありますけれども、9月2日には基本構想の中間答申ということで、5回ほど審議会を開きまして、中では分科会等に分かれて審議してきたという経過でございます。

それから、市議会のところを見ていただきたいのですが、今回、玉山区地域協議会でのご審議をいただいた後に、できれば12月の市議会にこの基本構想を提案いたしまして、基本構想を議決していただきたいということで考えているところでございます。

それでは、次の資料になりますが、資料2をごらんいただきたいと思います。資料2が市民意見の集約、把握ということで、全部ではございませんけれども、一部こういう形で

要点をまとめております。アンケート調査につきましては、市民の声アンケート調査ということで3,000人、まちづくりアンケートということで各町内会等の団体、850団体、ふるさとまちづくりアンケートということで、東京にいらっしゃるみちのく盛岡ふるさと大使など市外の方300人ということで実施しておりますし、市民意見交換会、市民討議会、これは青年会議所等からも協力いただいて、まちづくりについてのワークショップ等を行ってきております。それから、子供や若い世代からの意見というところでは、小学生から大学生などまでを対象に、県立大学の先生にお願いしまして意見集約を行っております。こういったことで、昨年度は市民意見を中心に取りまとめてきております。

それから、資料3は人口についてですが、説明は省略させていただきますけれども、左側の表の人口推移はこれまでの経過ということで、出生と死亡が逆転したり、転入と転出の動きがあったりというようなことで、人口減少してきましたけれども、震災の関係で少し持ち上がっているようなグラフになっております。

裏面は今後の推移ということで、平成52年までどうなるかという見通しを試算したものでございます。説明は割愛させていただきます。

資料の4は財政見通しということですので、これも資料の説明は割愛させていただきます。

次、資料の5ですけれども、基本構想案の全体イメージ図ということでございます。基本構想につきましては目指す将来像ということで、一番上に高い目標を掲げて、基本目標、それから施策ということで、盛岡市のまちづくり全体を進めていくというようなことで考えているものでございます。

最後になりますが、資料の6ですけれども、パブリックコメントということで、9月の市議会での中間答申をいただきました後に、9月から10月20日までパブリックコメントを募集し31件の意見を頂戴しておりますし、パブリックコメントを補足した市民説明会ということで、6ページから最後、11ページまで出された意見等について資料を取りまとめております。内容については、説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは、基本構想の案の中身についてご説明したいと思っております。別紙の基本構想の案の資料をお開きいただきたいと思っております。

初めに、1ページでございます。第1に基本構想の目的ということでございます。長期的な視点に立ってまちづくりを進めていくというようなことで、基本構想を掲げるものでございます。

第2の基本構想の目標年次でございますけれども、平成37年ということで、10年先を目標としております。

さらに、現状と将来見通しということで、1番目として社会の潮流ということでございます。(1)から(9)までということになりますけれども、人口減少、それから(3)の高度情報化の進展、2ページ目に参りますと(5)では地域コミュニティの活力の低下への懸念、(6)が安全・安心に対する意識の高まり、(8)では公共施設の老朽化の進行等でございます。

3ページの項目の2番目として、盛岡市の特徴ということで、(1)として市勢、(2)として魅力ということでございます。

次に、項目の3番目として、盛岡市の主要な将来見通しということで、(1)人口の推移

ですけれども、「本市の人口は」ということで1行目にありますが、平成12年が人口のピークでございます。これ以降は減少傾向ということでございましたが、震災以降若干減少傾向がとまっているという状況でございます。

これを踏まえまして、4ページになりますけれども、(2)の将来人口でございます。人口につきましては2行目にありますけれども、平成37年の見通しでは28万1,800人ということで、現在の人口が30万人弱ですから、10年間で、約2万人弱ぐらいの人口が減少すると、さらにその先10年についても2万人ぐらい減少するというようなことになっております。逆に、「また」のところですけども、年少人口、それから生産年齢人口ということで、65歳以下の人口については減少していくのですけれども、老年人口、65歳以上の人口につきましては、8万4,500人ということで、1万人から2万人程度増えていくというようなことになってございます。

それから、(3)の財政見通し、市の財政ということですけども、人口が減少いたしますので、市税収入は若干減少するというふうに見込んでおりますし、歳出のほうでは社会保障関係費の増加を見込んでいるという状況でございます。

(4)の土地利用のところでは、最後の行にありますけれども、コンパクトで効率的な市街地の形成ということで、これも人口減少等に伴ってということでございます。

次に、5ページの項目の4、まちづくりを考える上で重視する視点ということで、これについては全部で7項目掲げております。

初めの(1)の部分ですけども、若者や女性が住みたくなるまちと、人口減少に伴って今若者とか女性が注目されているというようなこともございます。それから、(2)といたしまして高齢者がいきいきと暮らすまち、(3)、人にやさしい安全・安心なまち、(4)、都市の魅力を磨き選ばれるまち、(5)が次世代につなぐまちということで、次のページになります。6ページ、(6)として東北の拠点となるまち、(7)が共につくるまちということで、7つの重視する視点を掲げております。

それから、現在の状況等を踏まえまして、6ページの第4としてまちづくりの目標を掲げたところでございます。ここでは、1つ目として目指す将来像ということで、「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を掲げております。説明がその下に4行ほど、「市民の誰もが」ということでございますが、最後、「盛岡らしさを発揮できる世界につながるまちを目指す」ということにしております。

この将来像を達成するために、さらに7ページになりますが、基本目標ということで、4つの基本目標を掲げております。(1)、人がいきいきと暮らすまちづくりということで、1つ目の目標は若い世代や子育て世代が住みたい、それから住み続けたいと、そういうまちづくり、それから豊富な経験を持つ高齢者がさまざまな分野で活躍できるまちということにしております。それから、(2)、盛岡の魅力があふれるまち、(3)として人を育み未来につなぐまちづくり、未来の盛岡を支えていくことのできる人材育成、人を育むまちにならなければならないというようなことと、自然と都市機能が調和した持続可能なまちづくりを進める必要があるということで目標にしております。(4)として、人が集い活力を生むまちづくりということで、特に産業振興ということでございますが、それとともに国際化ということを見据えて、世界に通用する優れた人材を育成するということも目標にしております。

次、8ページになります。4つの基本目標ということですが、さらにそれを具体的に進めるために、全部で29の施策ということで掲げております。(1)の「人がいきいきと暮らすまちづくり」が1つ目の基本目標ですが、この基本目標を進める上で、カタカナのアから9ページのサまで、それぞれの施策というようなことで考えているものでございます。アの地域福祉の推進からイの子ども・子育て、若者への支援ということでございます。

それから、ウの高齢者福祉の充実のところでございますけれども、パブリックコメント、市民説明会の意見を踏まえまして、1行目のところに長寿社会の実現という文言を加えさせていただきました。健康寿命、健康づくりが一番というふうな意見がさまざま出てまいりましたので、長寿ということ意識した施策ということで考えております。

それから、9ページのところでは安全・安心な暮らしの確保、地域コミュニティの維持・活性化ということで進めたいと考えているものでございます。それから、カタカナのサのところでは関連施策ということで、ほかの基本目標のところと同じものが出てきております。

10ページをお開きいただきたいと思います。2つ目の基本目標の「盛岡の魅力があふれるまちづくり」では、6つの施策を掲げております。初めに、歴史・文化の継承、それから芸術文化の振興、スポーツ、盛岡ブランドの展開、カのところでは計画的な土地利用の推進といったようなことで、魅力があふれるまちをつくっていかうとするものでございます。

11ページ、3つ目の基本目標、「人を育み未来につなぐまちづくり」に対しましては、4つの施策ということで、アの子どもの教育の充実、ウの社会を担う人材の育成と支援、エの地球環境の保全と自然との共生ということでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。4つ目の基本目標、「人が集い活力を生むまちづくり」の部分では、特に産業振興ということで、アの農林業の振興から13ページの都市間交流の促進までということになりますけれども、特にアの農林業の振興の部分では、パブリックコメント、市民説明会で中山間地域と都市部との交流が不足しているのではないかと、そういうものを通じて地域の活性化だったり産業の振興に、都市部と農村部、中山間地域との交流を図りながらそれぞれの価値を高めていくという取り組みが必要ではないかということがございまして、1行目のところで「都市部との交流を図りながら地産地消をベースとした付加価値の増大」という部分を新たに加えております。

それから、13ページの国際化の推進というところでは、企業の国際競争力向上への支援、国際的に活躍できる人材の育成等ということで、一步踏み込んだ国際化に向けた取り組みということを考えております。

14ページになります。まちづくりの目標の体系図でございます。上から将来像がありまして、4つの基本目標、それにつながる各施策ということでございまして、横に帯が長く伸びているものについては、1つの施策が複数の基本目標の達成に関係してくるというようなことで、1対1の関係ではなくて、複合的な施策によって基本目標を達成していくというようなことで考えているものでございます。

最後、15ページになります。第5として自治体経営の理念ということで、4項目でございまして、将来像、基本目標等を達成するために自治体に取り組むべきことという

ことで、1つ目が市民参画や協働によるまちづくりの推進、2つ目が健全な財政運営と効率的な組織体制のもとで、信頼性の高い市政を確立していく、3つ目として他の自治体との連携、協力ということで、自立的な経営を推進する、4つ目として市民の視点で施策を評価し、常に見直しを行いながら改革、改善に取り組んでいくということで、理念として掲げているものでございます。

基本構想については以上となりますけれども、総合計画につきましても基本構想と、事業の具体的な取り組みをお示しする実施計画ということで、2段構えになっておりまして、基本構想につきましても10年間のまちづくりの基本的な方向性を示しているものということで考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(竹田会長) 説明が終わりました。ここで説明に対する質問、あるいはご意見等ございましたら承りたいと思います。ありませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) すばらしい計画案が出たのに、お話を申し上げないで終わるのも室長さんに申しわけないので。この計画、基本構想の策定については何回か見させていただいて、議論する場面にも出ました。非常に市民の皆さんの声を踏まえて、その都度訂正をされて、市民の計画だなどということ、非常に市民の皆さんの意見を酌み入れた基本構想になったなというのを率直に感じております。ご苦労さまでございました。

若干時代の変化もあると思いますが、気になるのは、人口減少も一応出しておりましたけれども、盛岡は八百九十何ぼの消滅市町村ではないわけですけれども、玉山区だとか、あるいは都南の奥だとか、周辺はきっとほかの市町村と同じなのです。その辺を踏まえて、盛岡は安心よねという感じにとれる部分もあるので、できれば人口減少対策、子供さんがどんどん産めるような体制、ほかの市町村でも既に行動しているし、盛岡もやっているわけですけれども、そんなことがこの基本構想に若干人口対策は入ったらいかなど。

それから、産業振興についても、これはいろんな場面で発言が出ているわけですけれども、後ろのほうに農林業だとか商工業だとか出てきました。非常にいいなと思って見ていましたけれども、盛岡の魅力の中に第3次産業だけが出てくるのです。皆さんちらっと見てわかったのでしょうかけれども、盛岡の魅力、第3次産業、現状はそうなのですけれども、そうではないような気がするのです。2次産業は北上に参ったと、3次産業は県北に任せるというのではなくて、都南村と玉山が入ったことによって、もう少し産業振興面での魅力があって、産業振興というのは先ほど農林地帯と中心市街地の交流の話が出ていました。これも非常にいい話で、できれば地産地消、市独自の6次産業みたいなものが入ってくればいいなと思いました。

それから、東北を代表すると、仙台に次ぐまちづくりというのが出てくるのですけれども、それは結構な話なのですけれども、具体的に実施計画をつくる時にどうなるのかわかりませんが、やはり県都盛岡の役割というのは非常に大きいわけです。これが見えないのです。どこかに書いてありましたけれども、人口からいっても何からいっても秋田よりも少ないし、青森よりも少ないわけだから、なぜ仙台に次ぐ盛岡になるのかというのをは

よつと疑問なのですけれども、先ほどの農林業一体だとか、あるいは県都としての役割をやっていくし、あるいは今岩大にお願いしている、何だか開発する機構ありますよね。市が金を出して東北の、全国の会社に来て勉強する場面、ああいったものもまさに仙台でもやっているのですけれども、仙台市の予算で東北6県も集めてやっているのですけれども、ああいうことをやっているわけだから、人材育成なんかも東北6県、あるいは県内全体を見て対応するのだというようなことが見えればいいかなと思いました。

それから、市民協働推進指針がきょうの新聞にもでかでか出ていました。30地区に職員を配置して、6地区には相談員を置くというような、すばらしい市民協働推進計画が新聞に出ていました。だとすれば、我々が去年お願いをして切られた、地方自治法に基づく自治区、盛岡全体でやりませんかと言ったら、やる気はないと室長に怒られたけれども、そのことを今市民協働活動で言っているわけです。30地区の公民館に職員を配置して、6地区にはさらにセンターにして職員を配置しますと。であれば、地方自治法のまさに住民と一体となった市民協働の体制づくりなんていうのは物すごく盛岡らしくて、東北には余りないのですね。新潟にはたくさんあるのですけれども。そんなようなことがちょっともったいないなと思ってお聞きしました。

いずれにしろ、大変市民の意見が反映をされて、見させてもらうたびによくなっているということを感じましたので、報告をさせていただきます。ありがとうございます。

(竹田会長) 何かご所見がありましたら。

(東藤市長公室長) 貴重なご意見ありがとうございます。若干今の人口減少とか、そういうようなお話が出ましたので、基本構想の7ページを少しごらんいただきたいと思います。7ページのほうは、まちづくりの目指す将来像を実現するための基本目標ということでお示しをいたしております。大きくは4つということで、(1)のいきいきと暮らすまちづくりでは、盛岡に定住する人口を保ちということで、人口減少社会ではございますけれども、できるだけ維持していこうというようなことで、ここに人口減というような視点を大きく捉えて、まず定住する人口というふうに考えてございます。(2)の魅力があふれるまちづくりでは、交流人口を増やすと。1つ目では定住人口、2つ目では交流人口をふやしていくためにということで、こういうような取り組みを目指していこうと、魅力あふれるまちということで書いてございます。

3つ目としては人材育成ということがありますけれども、4つ目として県都としての役割というようなお話がございましたが、(4)の2行目で拠点都市としての役割を十分に果たすというのは、これは当然県都としての役割ということも含まれて、東北における仙台に次ぐ拠点都市ということも含まれていると考えております。そのために産業の振興、第3次産業がメインではございますけれども、他の1次、2次の産業の振興も図るということで、求心力のあるまちづくりということがやはり盛岡の拠点都市としての役割なのかなということで、求心力というようなことに触れてございます。そういうようなことで、目指す将来像を実現していこうということで将来像を描いているということです。

市民協働というお話が出ました。地域担当職員を配置するということが新聞報道もされてございまして、今、市民協働推進指針に基づいて町内会活動等の個別の計画の策定を進

めておりまして、基本構想の15ページの中で、自治体経営の理念ということで、第5の1番目のところに市民参画、協働によるまちづくりを推進するというところで、ここで理念として掲げておりまして、市の目指す市民の方々との協働でまちづくりを進めていくということをさらに次期総合計画においても進めていこうということで考えております。

基本構想は大きい方向性を示しまして、これに続く実現策ということで実施計画の策定も今進めております。その中で具体的に何をやっていくのかということは、施策体系に基づいて具体的な手段を定めていきたいと思っておりますので、これはしかるべき時期に地域協議会の皆様のほうにもお示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

(竹田会長) ほかに。

湊委員。

(湊委員) 今ご説明いただいた基本目標のような盛岡市になれば、すごくいいなと思うわけですが、これから具体的なものが示されるということですが、私たちも何かの形で協力できるのがあれば協力していきたいという気持ちは、市民、区民、あると思っておりますので、既にある例えばJAの組織とか、この前もJA新いわての女性部の研修会がありましたけれども、久慈とかそっちのほうからも来て、姫神ホールで行われましたけれども、そういった人たちとの交流。あとは定住、交流を目指すということですが、既にあるかかわりの中でやればもっとやりやすい。あと、この前の広報にも載っていましたが、商工会のほうでもゆるキャラをつくったというような非常に頼もしい記事も載っていましたが、そういった既にある機関との協力体制をもっと強くして進めていっていただければと思います。

あと、農業に関してですが、私も微々たる農業をやっているわけですが、周りを見回すと70歳超えた、80歳超えたと言いながら、ことしで終わりかな、来年で終わりかなというような状況の人たちがあるわけなので、定住を目指すのであれば、農業は農業だけではなくて、景観もつくり出していると思います。水田の美しさとか、定住を進めるのであれば農業も巻き込んだ形で定住を図っていただければ。これから出てくる具体的な目標というか、どうやってそれを実現していくかというところに職員の方たちがいろいろ知恵を絞っておられると思いますので、それに期待したいと思います。

(東藤市長公室長) ありがとうございます。協力できる場所があればというようなお話でございます。これまでの取り組みも生かして、いずれ市民協働、地域協働ということはいろんな主体にかかわって参画いただきながらまちづくりを進めていこうというような取り組みでございますので、これまでの成果、実績も踏まえて、さらによりよいまちづくりに向けて皆さんで行政含めて取り組んでいくというような方向性でいきたいと思っております。

それと、農業は、岩手県あるいは東北を見たときにも一つの基幹産業でもあるというようなことでございますので、今6次産業化というお話が佐々木委員からも出ました。そういう新たな視点も加えて、持続可能な地域を目指していくということが必要だと考えてお

ります。

参考までにつけ加えますと、盛岡広域の8市町ということで、今地方中枢拠点都市という制度がございまして、盛岡市もそのモデル事業に手を挙げまして、広域の8市町で経済戦略の策定も進めております。その中でも、例えば生産性を上げるにはどうしたらいいか、その中には農業も出てくると思いますので、そういう資源を生かしてどうやって産業振興を図っていったらいいかという検討もしてございますので、今いただいたご意見も踏まえまして、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

(竹田会長) ほかにございせんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、本件について一応審議のほうは終えて、これについての取り扱いをお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) この案件、原案どおり可とする答申をすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) 異議ないようでございますので、そのように取り扱わせていただきます。

ここで説明者の入れかえでございますので、暫時お待ちください。

それでは、審議案件の第2号「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画(案)」の策定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(志賀資産管理監兼資産活用事務局長) それでは、資産管理活用事務局の志賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画(案)」の策定についてご説明を申し上げます。

初めに、1枚物の資料をごらんいただきたいと存じます。本計画は、昨年6月に策定、公表いたしました盛岡市公共施設保有の最適化と長寿命化の基本方針に基づきまして、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスを提供していくことを目的に、向こう20年間の計画の対象施設を明らかにいたしまして、その施設用途ごとの具体的な取り組みの方向性を定めるという、こういう基本計画として策定するものであります。

策定に当たりましては、外部有識者によります公共施設等マネジメント推進会議で意見等をいただきながら、庁内組織であります課長級の公共施設保有等検討会議、そして市長をトップといたします部長級によります庁議等で調整をいたしまして、このたび案を取り

まとめたものでございます。

(1)の計画策定についてですが、計画案は別添の厚い資料となっております、後ほどご説明申し上げます。(2)の策定期間は本年12月を予定いたしまして、(3)の計画期間につきましては平成28年度から平成47年度までの20年間となるものでございます。

(4)の計画内容につきまして、Ⅰの長期計画の位置づけ、そしてⅡ、長期計画の背景につきましては、昨年策定いたしました基本方針のデータに時点修正を加えた形で、計画の導入部となるものでございます。

Ⅲの長期計画の取り組みが本計画の中心部分となりますが、1の長期計画の概要につきましては、先ほどご説明いたしました目的、計画期間に加えて対象施設を定めております。裏面の2ページをごらん願います。2の維持更新費用の検証では、20年間で施設の維持更新費用がどのくらいかかるかを試算して、その対応策をまとめております。3の施設保有の最適化に向けた取り組みでは、施設に共通する、あるいは施設用途別の現状と課題、そしてその取り組みの方向性を示しております。4の長寿命化に向けた取り組みでは、施設の長寿命化に向けた工事の概要と、現状から見ました実施時期の考え方を記載しているものでございます。5の計画の進め方につきましては、この長期計画を円滑に推進するために、個々の施設計画を策定していくこと、そして計画の進行管理と推進体制につきまして記載しております。最後に、6の財政見通しにつきましては、先ほどご審議いただきました新しい総合計画の基本構想案の平成27年度から36年度までの財政見通しを再掲しております。

以上が計画の構成内容となります。

次に、2の今後の策定スケジュールについてでございますが、本日ご審議いただいた後に、11月25日の市議会全員協議会にお諮りし、11月26日から12月17日までパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様幅広く意見を求めたいと考えております。また、翌27年度には個々の施設の計画となります中期計画と実施計画を策定する予定としております。

それでは、別添の資料であります長期計画案をごらんいただきたいと存じます。表紙をおめくりいただきますと目次のページとなりますが、右のページの最後のほうに利用上の注意といたしまして記載しておりますけれども、基本的にこの計画は平成26年3月31日現在、平成25年度末の施設の状況で策定しておるものでございます。

1ページをごらん願いたいと存じます。Ⅰの長期計画の位置づけでございますが、下の図をごらんいただきたいと思っておりますけれども、当市の公共施設アセットマネジメントの推進に当たりましては、左の枠囲みの庁舎、学校などの建築物系施設と、右の枠囲みの道路、橋梁、上下水道などの都市基盤系等施設の2つに分けて、それぞれ取り組んでいくこととしております。本計画は、左側の長期、中期、実施計画と記載しております破線部分のとおりに、翌年度に策定予定であります中期計画や実施計画とともに、建築物系施設、いわゆる箱物を対象とした計画となるものでございます。

2ページをごらん願います。長期計画策定の背景でございますが、1の公共施設の現状といたしまして、当市では高度経済成長とあわせて多様化する市民ニーズに応ずるために、施設の建設を進めてサービスの提供を行ってきたところではありますが、この建築物系施設では築30年を超える施設が現在では4割を超える状況となりまして、非常に老朽化が進ん

でおります。また、人口1人当たりの延べ床面積を見ても、中核市の平均を8割上回ります3.5平米を保有している状況となっております。

次の3ページの最後のほうには、中央道の笹子トンネルの天井板落下事故などを初めといたしまして、公共施設の老朽化問題は全国的な課題となっておりますが、市におきましても例外ではないことをうたっております。

4ページの2の維持更新費用の増大では、建築物系施設ではこの現状のまま施設を保有した場合、現在の支出額では向こう40年間で45%ほどの施設しか更新できない推計を示しております。また、下段の都市基盤系等施設でも向こう40年間で4,900億近くの維持更新費用が見込まれて、大きな課題であることを示しております。

おめくりいただきまして、5ページの3、少子高齢・人口減少社会の到来といたしましては、年少人口、それから生産年齢人口が減少していく、そして老年人口の増加の推計を示しております。この文章の中ほどにも記載しておりますが、本計画に近い20年間、平成27年度から47年度の期間におきましても高齢人口は2割弱ほど増加する、一方で年少人口が3分の1減りまして、また生産年齢人口も2割減少すると、よって総人口も12.3%減少する見込みを示しております。このことから、現在の人口1人当たりの延べ床面積であります3.5平米をこのまま維持すると仮定した場合でも、20年後には人口減少によりまして12%ほどの施設余剰が見込まれることを期待しております。

6ページには、4の厳しい財政状況といたしまして、扶助費が平成元年から25年間で4倍近くに増加いたしまして、一方で普通建設事業費はピーク時の3分の1まで減少して、施設の維持更新経費の捻出が困難な状況を示しております。

次のページ、7ページをごらん願います。Ⅲの長期計画の取り組みでございますが、1の長期計画の概要では先ほどご説明申し上げました計画の目的期間のほか、(3)の計画の対象施設といたしまして、施設数366施設、延べ床面積にいたしまして88万6,700平米を記載しております。これらの規模は、市の建物全体の約83%を占めるものでございます。除外する施設につきましては、ア、イ、ウ、エということで記載しておりますが、面積が小さい施設ですとか仮設の施設、それから文化財等の施設を除外している形になります。

8ページをごらん願います。2の維持更新費用の検証といたしましては、(1)の維持更新費用の推計に記載しておりますとおり、従来どおりの建てかえの周期、60年で建てかえる場合には、向こう20年間に要する費用は総額で2,135億円、年平均で106.8億円と試算しております。一方、これに充てることができる財源といたしましては、次の9ページの上段のエに記載しておりますとおり、普通建設事業費として年44.6億円、これが充当できる財源として見込んでおります。よって、③の維持更新費用の不足額に記載しておりますように、年62億円ほど不足が生ずる見込みと。このことは、従来どおり60年の建てかえ周期で維持更新した場合でも、現在の保有施設の42%程度しか更新できないということを示しております。

次に、9ページの下段の(2)の維持更新費用の縮減の取り組みの①、長寿命化の推進による維持更新費用の縮減額の試算では、建てかえ周期を今の60年から80年に長寿命化を図った場合はどうなるかという試算をしております。長寿命化80年にした場合は、計画期間の建てかえ回数が減少しますので、維持更新費用が下がります。先ほどの106.8億円から63.6億円まで縮減されますが、10ページの下段に記載のとおり、この場合でもなお事業費

で19億円ほどの不足が見込まれる形になります。よって、80年に延命を図った場合においても、現在の施設の7割程度しか更新できないことをあらわしております。

11ページをお開き願います。それでは、②の総量縮減による維持更新費用の縮減額の算定といたしましては、本年3月に公表いたしました施設カルテにおきまして、毎年施設の維持管理に要しております維持管理コスト、これは年46.8億円ほど支出しております。例えば延べ床面積を1%縮減するごとに比例して維持管理コストも縮減すると仮定した場合、1%につき4,680万円ほど縮減が可能だということで、この場合の縮減額を先ほどの維持更新の費用に充てる試算をここでしております。

その試算結果を示しますのが12ページの図の4というふうになります。この図を見ていただきますと、横軸には延べ床面積の縮減率を、縦軸には金額を置いた表となっております。63.6億円と記載されている点、縮減率ゼロ%の上のところに丸ポツで63.6億円と記載しておりますが、ここから右肩下がりに下がってきています線、これが施設の維持更新費用が床面積の縮減に応じて比例して縮減する試算となります。

一方、この更新費用に充てることのできる財源といたしますが、薄い色で示しております44.6億円の普通建設事業費と、それからその上に載っております、濃い三角形で示しております総延べ床面積の縮減に伴いまして増加する維持管理コスト、この縮減額の合計額となるものであります。維持更新費用と財源の交わる点、17.1%という点がございませけれども、ここが財源とバランスのとれた費用と見ることができ、今現在の保有量から17.1%延べ床面積を縮減すると施設の維持更新するための財源が確保できるというふうに考えられるところであります。

(3)の検証結果に記載しておりますとおり、この試算はあくまでも維持更新費用の不足額を施設の面積を縮減する形で補う場合の試算でありまして、このとおりに施設の保有量を縮減するというものではなくて、あくまでも数量の目安として試算したものであります。17.1%縮減しなくとも、何らかの更新の財源を生み出すことによりまして、面積をここまで落とさなくても施設を更新することができるというふうな考えに基づきまして、例えば未利用資産の売却ですとか有償貸し付け、それから受益者負担の適正化など財源の確保に努めながら、早急にこの不足額の解消を図っていく必要があるものと認識しております。

13ページをお開き願いたいと存じます。それでは、この大きな財政課題にどのように取り組んでいくかというものをまとめております。(4)の維持更新費用の不足額解消の取り組みといたしまして、検証結果を踏まえまして、アからカまでの6つの取り組みをまとめております。アの公共施設保有の総量縮減では、来年度に策定予定の個別計画であります中期計画におきまして、個々の施設の評価に基づいて施設の保有を見直して、施設保有量の適正化と維持更新費用の縮減を図ること、それからイの施設の長寿命化では、長寿命化によりまして維持更新費用の縮減を図るとともに、既に築後40年以上経過し、大規模改修が行われていない施設については、優先的に向こう10年間をめどに大規模改修を行いまして、維持更新費用の平準化を図ることを掲げております。その他、財源確保の取り組みといたしまして受益者負担の適正化、未利用資産の活用、それから民間活力の導入、地方債の活用等を掲げております。

14ページをごらん願います。ここからが施設保有の最適化に向けた取り組みの具体的な

方向性を、共通項目と、それから施設の用途別にまとめました、今計画の中心部分となるものでございます。

方向性の主な内容をご説明したいと存じます。まず、共通する現状と課題及び方向性につきましては、アの公共施設の老朽化問題と人口減少社会への対応では、施設の老朽化問題を解消するため新規整備の抑制をいたすとともに、既存施設の見直しを行いまして、人口減少社会にあわせて施設保有量を減少していく方向性を掲げております。

下のイの少子高齢化への対応につきましては、これまでの施設用途以外にも施設を有効活用する、転用化を図るということで、今後増加が予想される施設需要に対応していくことを掲げております。

おめくりいただきまして、15ページのウの市民協働の推進では、新たな課題に対応するため地域のコミュニティー活動の施設を地区ごとに集約、拠点化いたしまして、サービスの充実を図っていくこと。

それから、エの都市の魅力の向上や産業・経済面での発展では、既存施設を集約して施設の拠点性を高めますとともに、広報媒体を効果的に活用して情報発信を行い、施設の魅力、サービスの充実を図ること。

16ページに参りまして、オの民間活力の導入では、民営化や指定管理者制度、PFIなど、いわゆるPPPと呼ばれております公民連携、これを活用することによりまして、質の高いサービス提供と増加するサービス需要に対応していくこと。

それから、下段のカの県や周辺自治体とのサービス連携、こちら特には有識者会議でも多く意見をいただいたところですが、県庁所在都市であるがゆえ県有施設が多く存在し、この県有施設とか周辺自治体との施設と連携をいたしまして、相互利用によります効果的かつ効率的なサービスの提供をしていくこと。

次のページに参りまして、キの財源確保の取り組みといたしましては、(ア)の受益者負担の適正化では、受益と負担の公平性の確保の観点から使用料の設定、それから減免基準の統一化を図ること、(イ)の未利用資産の売却・貸し付けでは、公共施設マネジメントによりまして生じた未利用資産を売却、有償貸し付けを行いまして、施設の維持更新費用の財源として基金に繰り入れて活用すること、これらを共有の項目として掲げたところであります。

次の18ページからが施設ごとの、施設を18の用途に分類いたしまして、その現状と課題及び方向性を取りまとめたものでございます。主な取り組みの方向性でご説明したいと思いますが、まずアの庁舎では、市庁舎の建てかえのタイミングに合わせまして段階的に集約化を図ってまいります。

20ページをお開きいただきたいと思えます。こちらではイの支所・出張所になりますが、地域住民のニーズに対応する組織体制も含めながら検討を加えて、支所・出張所と公共施設等の再編、それから民間施設の活用も視野に入れながらあり方を検討してまいります。

22ページをお開き願います。ウのホールにつきましては、各ホールの特色を生かしながら市民ニーズに対応したサービスの提供、そして広域連携などによる利用増進を図ってまいります。

23ページをお開きいただきまして、エの公民館・集会施設等につきましては、まず市民協働の拠点構築を図ります。それから、各コミュニティー地区内で集会機能と健康増進等

の機能の集約化を図っていくこととしております。また、現在策定中であります町内会・自治会協働推進計画の議論を踏まえまして、あり方の検討をしていくこととしております。

飛びまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。30ページにはケの体育施設となりますが、県や民間、そして地域団体との役割分担によりまして民営化や統合を進めるとともに、特定団体等が使用している施設につきましては団体等への譲渡、または廃止を検討してまいります。

次に、34ページをお開き願います。スの記念館・博物館になりますけれども、市におきまして保有数が多い施設となりまして、重複した機能も有しておりますことから集約化を図ってまいります。

次の35ページにつきましては、セの図書館となります。こちらも県や周辺自治体と連携した適切な配置を検討してまいります。

36ページをごらん願います。ソの児童福祉施設につきましては、全国では学校の余剰施設を活用しながら、学校施設との整備をあわせながら小学校等に機能を移転するなどの例もありますことから、こういう手法も入れながら児童の活動の場の整備充実を図ってまいります。

次に、40ページをごらん願いたいと存じます。チの市営住宅では、現在改定を予定しております住宅マスタープランを踏まえながら、市営住宅の保有量の最適化を図ってまいります。

次に、42ページになります。ツの学校についてですが、こちらは次の43ページに方向性を記載しております。小中学校の方向性では、少子化の進展に伴いまして今後ますます施設余剰の発生が予想されますことから、余裕教室や敷地の活用を進めまして、小学校におきましては学童クラブの利用や児童センター機能との複合化を、中学校におきましては地域コミュニティーなどの施設や小学校との複合化、多目的化を、そしてまた複式学級や適正学級規模未満である学校におきましては適正配置を検討していくことなどを組み込みの方向性として掲げております。

以上が施設の用途別の取り組みの方向性であります。

次に、45ページをお開き願います。ここからはもう一つの主題であります長寿命化に向けた取り組みを取りまとめております。今までご説明申し上げました保有の最適化を図った後に、今後も継続して保有していくとされる施設につきましては、従来の壊れてから直すという事後保全の考え方から、計画的に直すという予防保全の考え方を取り入れまして、修繕、大規模改修、建てかえを実施していく取り組みをまとめております。

(1)の長寿命化工事の周期をごらんいただきますと、まず施設の80年の長寿命化を図りまして、その中間年の築後40年で部材交換ですとか設備の更新などの大規模な改修を行います。その前後の築後20年と60年で、部分的な補修工事であります修繕を加えまして、20年ごとに長寿命化工事を加えて、80年の延命を図っていくという計画となります。46ページではその標準的な工事仕様をイメージ化しておりますし、次の47ページでは長寿命化の工事の効果を掲げております。後ほどごらんいただければと存じます。

(4)の長寿命化工事の実施時期ですが、原則として建築年次をもとに、10年単位のグループに分けて実施していきます。下のイメージ図をごらんいただきたいと存じますが、イメージ図の一番上のAグループの施設では、計画初年度の平成28年度に既に大規

模改修を入れる40年を経過しているグループを示しておりますが、これらのグループにつきましては優先的に計画の最初の10年程度で大規模改修を実施していくと、この黒矢印で示しておりますけれども、こういう考え方を持っております。

そして、Bグループ以降につきましては、標準的な長寿命化工事の周期に従って、平準化を踏まえながら計画的に実施していくということになりますが、このAグループとBグループの大規模改修が重なります計画の最初の10年程度が非常に財政的にも負担が大きくなるものと認識しておるところでございます。

このために、実効性のある計画とするための進め方が次のページ、49ページの5の計画の進め方となります。(1)の中期及び実施計画の策定につきましては、地域での意見交換を踏まえながら、市民の皆様とともに来年度中に策定する予定となっておりますが、アの中期計画につきましては、施設の建物性能ですとか利用運営状況などの数値に基づきます1次評価に加えまして、中山間地域等の地理的特性でありますとか利用の実態、そこで提供されているサービスの重要性、施設にかわる代替手法の有無など、いわゆる数字にあらわれにくい施設の特性ですとか価値を確認しながら方向性を定めてまいります2次評価、これらの2つの評価に基づきまして個々の施設の保有を見直して、長寿命化工事を実施する計画を定める10年計画となるものでございます。

イの実実施計画につきましては、中期計画に基づき策定いたします総合計画の実実施計画と連動した向こう3カ年の詳細な実施の計画となります。

(2)の計画の進行管理につきましては、実施計画によりましてローリングと随時見直しを行いますとともに、定期的に計画の実績を評価いたしまして、市民の皆様方に公表してまいります。

(3)の計画の推進につきましては、全庁横断組織であります施設保有等検討会議を中心といたしまして進捗管理を行いまして、総合計画に位置づけながら進めてまいります。また、安定的な財源確保を図りまして、計画の実効性を担保するために、公共施設等整備基金を活用いたしまして計画を推進してまいりたいと存じます。

51ページからは今後10年間の財政の見通しを掲載しておりますし、53ページからはこの長期計画の用語解説を掲載しておりますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

それから、もう一つの別冊の資料編の案につきましては、本計画の附属資料といたしまして、昨年策定いたしました基本方針の抜粋、それから昨年実施いたしました無作為抽出による選出された市民によりまして討議会の提言、それから人口推計の詳細なデータ、そして本計画の対象であります366施設の一覧、それから平成21年度から市の取り組みであります公共施設マネジメントの経緯について掲載しておりますので、こちらも後ほどご参照いただければと存じます。

市といたしましては、この公共施設の老朽化問題は市民の皆様とともに早急に取り組んでいかなければならない財政運営上の大きな課題と認識しておりますことから、本日諮問いたします本計画案につきまして、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(竹田会長) ご苦労さまでございます。それでは、これからただいま説明いただいた案件につきまして質問あるいは意見がございましたら承りたいと思っております。ございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) どうもご苦労さまでございます。説明をお聞きするとそのとおりなわけです。景気のいいときは1億円のばらまきから始まって、これは国なり県なりの施策の中で、縦割りのぼんぼんふやした施設でした。そういったようなものが今後大変になりますよと、したがって今のような計画できちっと長もちをさせていきたいということについては、まさにそのとおりでありますので、こういった計画、大変だったと思いますが、つくっていただいてご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

最終的には小中学校あるいはコミュニティー施設等々の利用率が云々かんぬんという世界になってくるような気もいたします。そうすると、中心市街地の人口密度の高いところの公共施設と我々のような過疎地的なところの公共施設の中身がかなり違うのですよと、これはおわりの職員の皆様方だと思いますけれども、改めて玉山区とすれば一回り10キロ以上もある集落もあります。そこにあるコミュニティー施設あるいは学校、小中学校もそうであります。200人ぐらい集まるマンションのコミュニティー施設もあるわけでありませうけれども、その辺の耐用年数等については変わらないと思うのですが、最終的には利用率のところでは格差をつけていかないと、要するに有効利用の話になってくるような気もいたします。その辺については、これには書きにくいとは思いますが、十分地域事情に合った公共施設というもの、これは忘れずに実施計画その他には生かしていただきたい。

あるいはホールだとか図書館がありますよね、広く使う部分で。今ほとんどが中心市街地に集中してあります。これは利用者からいけば非常に地価の高いところに建って、修理も改造も大変なわけでありませうけれども、これできれば新設は無理としても、駐車場のたくさんある姫神ホールに会議を持ってくるとか、そういうような利用率の部分についてもぜひ考慮していただければいかかかなと。要らないもの、利用率の低いところはなくしていきたいというような話ではなくて、小学校、中学校の場合は先ほど言ったように数が少ないところはバスで送り迎えをして、統合していくという話はやむを得ないとしても、そのほかの施設についてはみんなそういう格好ではなくて、生かせるところは地域の状況によっては生かしていかないと、活性化に結びつかなくなりますので、十分ご配慮いただければと。どこか読めばその辺が書いてあるかもしれませんが、ちょっと見た感じではその辺が書いていなくて、平均的な格好で出ておりましたので、ご提言を申し上げておきます。

以上です。

(竹田会長) 何かありましたらどうぞ、コメントが。

(志賀資産管理監兼資産活用事務局長) ありがとうございます。佐々木委員さんのお話のとおりだと思います。盛岡市も近年、玉山区もそうですけれども、都南地区との合併等も経まして、それぞれの施設配置とか、それも違っております。利用状況もそれぞれでございますけれども、地域の施設が設置された歴史的な経緯というものもあると思います。そこは大切にしていくということで、先ほど計画の進め方、今後つくっていきます中期計画のところでも地理的特性、ここを十分評価、確認しながら次の計画に進めていくとしておりますので、次の計画策定の際には盛岡全体ですと30のコミュニティー地区がございますけれ

ども、こちらのほうにお伺いいたしまして、意見交換しながら、市民の皆様とともにその地域ごとに意見交換をして次の計画を組み立てていきたいと、こういうふうを考えておりますので、その中でも十分配慮してまいりたいと存じますので、今後ともご協力方よろしくお願ひしたいと存じます。

(竹田会長) ほかにございませんか。
廣内委員。

(廣内委員) 財源不足という話で、何もしゃべれないような状態なのですけれども、去年のまちづくり懇談会でお話ししたのですが、未利用施設といいますが、放っておいている施設が壊れてきてどうもならないというのがあるわけです。景観上も問題になりますし、それから青少年の健全育成とかそういった問題にも及んでくるかもしれません。ですから、その辺についても解体して更地にするなりということを検討していただければと。財源ない折、大変だと思っておりますけれども、ご配慮いただきたいと思ひます。
以上です。

(竹田会長) 岩崎委員。

(岩崎委員) ちょっと細かいお願ひなのですけれども、計画の進め方のところで、特に野外施設等で、建物だけではなく付随する設備等で老朽化とか、もう使えなくなったりするものがあつたりすることによって、その利用が下がっているところもあるように見受けられるので、一概に利用率、利用状況だけで判断するのではなくて、その運営団体等からも下がった理由等ヒアリングするとか、何で下がったかというところまで見ていただいた上で計画を進めていただきたいなというお願ひです。よろしくお願ひいたします。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」の声)

(竹田会長) なければ、本案件についての取り扱ひをお諮りしたいと思ひます。

この審議第2号 「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画(案)」の策定については、原案のとおり可とする答申でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

以上で審議案件の第2号につきましては終わります。ご苦勞さまでございました。説明者の交代のため、暫時お待ちください。

お待たせしました。それでは、審議第3号 盛岡市避難行動要支援者避難支援計画(案)について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。着席して説明しても結構です。

(菊池地域福祉課長) 地域福祉課の菊池でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、お時間をいただきまして、盛岡市避難行動要支援者避難支援計画についてご説明をいたします。

避難行動要支援者、いわゆる災害時に配慮が必要な方々の避難行動の支援につきましては、現在は要援護者避難支援ガイドラインというものを設けまして運用しているところがございます。平成25年、災害対策基本法が改正されまして、この中では避難支援計画を策定するようという指示がなされているものでございます。これを受けまして、従前のガイドラインを廃止いたしまして、今回のこの支援計画を作成したものでございます。実際この支援計画の中身につきましては、計画という名称をとっておりますが、中身はいわゆる指針、ガイドラインというものになっております。

それでは、中身について説明をさせていただきますが、時間も余りございませんので、主な点につきまして説明をさせていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。こちらに図がございますが、要配慮者、避難行動要支援者のイメージ図ということで記載させていただいておりますが、この法律の中では避難行動要支援者について、市は責任を持って名簿を作成するという義務が課せられております。災害時に配慮が必要な方の名簿をそろえておきなさいということがございます。

順に説明いたしますが、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、災害時に配慮が必要な方につきましては、市役所の中で情報としてデータを保有して、庁内で共有するようというふうにされております。この中から特に避難時に支援が必要な方についての名簿を作成するとされておまして、75歳以上の方のみで構成される世帯、身体障がいのある方、知的障がいのある方、その他援助を必要とする方、この中には難病患者さんなども入りますが、こういった方を抽出していただきたいということになります。大まかな数でございますが、要配慮者につきましては市内で6万5,000人ぐらいいらっしゃると思われまして、それから、避難行動要支援者につきましては2万5,000人から2万6,000人ぐらいいらっしゃると思われまして。

それから、その中で事前に、いわゆる支援者といひまして、消防とか町内会、自主防災組織等、玉山であれば自治会さん等も含まれますが、こういった方々に避難を支援していただくためにあらかじめ名簿の登録をしてもいいという同意をとって、その名簿を提供するということとなりますが、この同意者につきましては約1万3,000人と見ております。現在もガイドラインの中では同様の制度を運用しておまして、現在つかんでいる数は1万3,000人を名簿登録して、自主防災組織、消防、町内会、自治会、民生委員さん等に提供をしているところでございます。

現在もそういった名簿は作成しておるわけですが、基本的に個人情報との関係がございまして、そういった支援して下さる方々に提供しております名簿は災害時でなければ使えないという縛りがございました。今回この法律の改正によりまして、同意を得た方々の名簿については避難訓練等の場合にも活用できるというふうに変更になっております。

それから、2万6,000人抽出しました避難行動要支援者名簿につきましては、半数の方は名簿の提供の同意をなさっていないわけですが、災害時にはこれらの同意をしていない方

につきましても、そういった支援者の方々、消防関係の方々には名簿提供ができるというふうになっているものでございます。

この事務につきましては私どもの地域福祉課で担当しておりまして、民生委員さんに協力をお願いしまして、高齢者名簿調査のときに一緒に要援護者、災害時要支援者の登録をしていただくようお願いをしているところでございます。本計画におきましても民生委員さんの協力を得て、この事務を進めてまいりたいというふうに考えてございますが、現在のご負担より重くなるということは基本的にはございません。ただ、名簿登録をしない方について市のほうでは名簿登録を進める、あるいは本来は名簿登録が必要な方かもしれませんので、そういった方々の情報を市が責任を持って把握をするということが求められております。これは7ページの(6)でお示ししておるところでございます。

それから、もう一点、現行の制度と変わりはございませんが、名簿登録をした方々につきましては、その方々のお住まいになっている地域の避難所とか、町内会組織の方、自主防災組織の代表者の方、民生委員さんのお名前等の情報が入りました、個別計画というふうにこの計画の中では記載されているわけですが、基本的な避難行動の個別計画に当たるものを、こういったあんしん連絡パックというものに入れましてお配りをするようになります。配られた方はこれにおくすり手帳だとか保険証の写しだとか、自分の緊急連絡先とかを書いて、こういったカードがございまして、こういったものを入れて冷蔵庫に張っておいていただきます。万が一災害時あるいは病気になって救急車を呼んだときとか、これが冷蔵庫にありますよということで、このシールを玄関の内側に張っておいてもらっております。これで、個別計画の書類、緊急時に必要な情報があるということを確認して、対応していただくようになっておりますので、市としましては避難行動の支援の必要な方につきましてはこういった登録を進めて、この配置を進めていきたいと考えてございます。

それで、26ページをごらんください。大分はしょって申しわけございませんが、避難の必要な方につきましてはそれぞれの避難行動の対応、それから避難所の対応等につきましては現行のガイドラインを踏まえまして、さらに充実強化するように今回の計画では策定をしております。26ページでございますが、この計画は、市役所全体で定めております地域防災計画のいわゆる下位計画に当たるものがございます。その中で特出しして、避難行動要支援者の避難の支援を主に計画をしたというものになりますし、この後説明いたします地域福祉計画の中身で防災に関することも計画の中に盛り込むようにというふうでございますので、これらはどちらも関連がある中身となっております。

それで、最後にもう一度お話ししたいと思いますが、この名簿につきましては従前は緊急時以外に使われませんでした。同意を得て登録した方につきましては日常的な防災訓練等の、いわゆる地域での防災体制の強化に使うことができるということで、少しずつ進歩してきているものでございます。なお、従前どおり市ではこういった方々の支援につきましては地域の皆様の協力を得ながら一緒に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお話ししたいと思います。

以上、簡単でございますが、支援計画の説明をさせていただきました。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、次の案件も関係あるようなお話でございましたけれども、一応ただいま説明いただいた3号の案件についての質問、あるいは意見が

ございましたらばご発言願います。

齋藤委員。

(齋藤委員) 私は民生委員をやっている関係で、ちょっとお聞きします。今課長さんがおっしゃったようなあんしんパック、これは非常にいいことだと思うのですが、例えば冷蔵庫とか、すぐわかるところに保険証とか、行きつけの病院とか、家族、親族、どこに連絡すればいいかというのを入れていただいておりますので、何かのときに、例えば救急車が行けば、どこに連絡をすればいいとか、病院はどこだとかすぐわかるようになっています。非常にいいことだと思いますが、民生委員が個別に訪問して登録をお願いしていますが、なかなか同意を得られません。今おっしゃったように半数以下ですか、これは多分該当者にかなりの遠慮があると思うのです。私はまだ元気だとか迷惑かけるとかと、なかなか面倒です。それで、ふやす方法、何かやっぱり考えていただければいいのかなと思います。私は福祉推進会もやっていますが、これとは別に名簿を独自に作っています。そして、みんなで見守りなどをやっていますが、その人たちにはあんしんパックはないのです。それでは問題だと思いますので、市でも何かいい方法を考えていただければいいかなと思いますし、民生委員の協議会も何かいい方法をみんなで考えていきたいと思います。これは要望です。

以上です。

(菊池地域福祉課長) ありがとうございます。

もう一つ追加させてお話をさせていただきたいのですが、こういった登録を民生委員さんを中心に進めていただくわけですが、例えば高齢の方について避難が必要なときに、お世話をする方、地域支援者という名称をつけておりますが、こういった方を2人まで登録をしていただくようにということで民生委員さんをお願いしているわけですが、この地域支援者をお願いするのが大変だからということで、こういった登録をしない方もいらっしゃいますので、そういった地域支援者の確保という部分については齋藤委員さんおっしゃられるように今後検討していかなければならない課題と捉えておまして、私どものほうでも何かいい方法がないか現在考えているところでございますが、基本的にはこういった登録を進めていくと、これは市でも進めていきますし、地域の方の協力もぜひお願いしたいというところでございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

湊委員。

(湊委員) 前に個人情報保護審査会のほうに所属していたことがあるのですが、そのときに要支援者名簿を各自治会につき、一部だけしか出せないという話をされていて、やはり一部だけでは実際に救護するときに大変なので、班長さんまでは出してほしいという要望があつて、審議会に出されたことがあつて、玉山であれば隣近所どういう人が住んでいるから、名簿がなくてもすぐ助けられるなという話をしたことがあるのですが、そういった名簿の取り扱い、通常の訓練にも使用できるというのは進歩したことかなと思うのですが、まだ

部数とかそういったところにもこだわっているのでしょうか。何かコピーとっていただけたらとかという規定があると話しされておりましたけれども。

(菊池地域福祉課長) 基本的には個人情報の審議をしていただく機関のほうで、なかなか拡大については条件が厳しく設定されておるところですが、提供の拡大につきましては私どもも随時進めておまして、現在は町内会、自治会の代表者、その方を補佐する人ということですので、会長、副会長、自主防災組織の代表者、いわゆる会長さん、副会長さん、それから消防団の分団長さん、それから部がある場合には代表者、該当地区の民生委員さん、消防本部、通信司令室になりますが、そういったところには今配付をしております。従前は会長さんだけという提供の仕方でしたが、会長さんがいらっしゃらない場合もありますので、副会長さんまでというふうに拡大をしてきたところがございます。先ほども言いましたように、防災訓練や避難訓練のときには活用できるということがございますので、そういったときの取り組みの中からそういった方々を地域で把握していただければよろしいのかなと思っております。リストそのものをコピーして保管するということは、役所の審議会のほうでそこまではまだオーケーと言われておりませんので、そういった対応でお願いしたいと思っております。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(「なし」 の声)

(竹田会長) なければ、この案件につきまして原案どおり可とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(竹田会長) ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

説明の方はそのままです。

それでは、審議第4号 第2期盛岡市地域福祉計画(案)について を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(菊池地域福祉課長) 引き続きまして、地域福祉課の菊池でございます。説明をさせていただきます。

現在地域福祉課では、第2期の盛岡市地域福祉計画を策定中でございます。現行の地域福祉計画につきましては、平成17年度から平成26年度の10年間を計画期間といたしまして、実施しているところでございます。

策定の目的でございますが、2ページごらんいただきたいと思います。地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と協働のもとに、自助・共助・公助が相まって、誰もが心身ともに健やかで、自分らしさを発揮しながら人がつながり、ともに支え合い、生き生きとして安心して暮らすことができる地域社会の実現を目

的として策定するものと、こうした目的を持ちまして策定を進めているところでございます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村の地域福祉計画となります。盛岡市の総合計画を上位計画といたしまして、保健福祉分野の推進をするための総括的な計画ということになります。いわば福祉分野の総合計画といった性質のものでございます。この計画では、福祉分野の共通の理念を示す目的がございまして、個別の障害者施策、高齢者施策、子供、それから子供に限らず児童家庭といったことがございまして、親子を含めまして、そういった福祉分野の個別の計画はそれぞれの計画に委ねるところでございまして、

第2期の計画につきましては、27年度から36年度までの10カ年計画ということで考えてございます。なお、31年度、5年経過後につきましては計画の見直しを行うということで予定をしているところでございます。

4ページから7ページまで図表を示させていただいておりますが、これらは現在の盛岡の状況をお示しするために作成をいたしました資料でございます。少子高齢化が進んで、盛岡もその例外ではないということで、危機感を持って計画を進めなければならないという資料として提示しているものでございます。現計画につきましては、皆様のご協力を得まして地域での支え合い、見守り等の活動が進んでおりますし、東日本大震災、それから昨年の災害等を踏まえまして、災害時の対策につきましても非常に進んだものというふうに思っております。いわゆる皆様との協働の成果ということが確認されておるところでございまして、

資料では、前計画の振り返り、それから地域福祉を取り巻く環境の変化等について述べさせていただいておりますが、現在いろいろな法律が改正されております。これは、社会情勢がどんどん変化してきて、現行の制度ではなかなか対応できないということで、法整備もそれに合わせて進んでいるものをご理解いただきたいと思います。特に地域福祉は地域の皆様と協働して進める計画でございまして、地域の活動の担い手、支え手が高齢化の影響を受けまして、やはり減ってきていると、それから世代交代もうまく進んでいないという現状が指摘されているところでございます。それから、皆様もお気づきになっていると思いますが、高齢者の孤立、あるいは低所得の方の状況、いわゆる社会的な孤立、あるいは生活困窮とか、そういった課題が表面化してきております。

こういった状況を踏まえまして、第2期の計画では、26ページをごらんいただきたいのですが、新たな基本理念、基本方針、基本目標を掲げさせていただいております。現在のそういった社会状況をどのように克服していくかといったところで、ソーシャル・インクルージョンといたしまして、誰も排除をしないで、ともに支え合いながら生活していくといった考え、それから公的なサービス、それから地域で行われております公的ではない、反対の言葉としましてインフォーマルサービスという言葉を使いますが、そういったものをうまく組み合わせながら福祉を推進していくという考え方がございまして、コミュニティー・ソーシャルワークという考え方でございまして、そういった視点を持ちながら次の10年の計画につきましては考えておるところでございまして、

基本理念といたしましては、こうあってほしいという将来像といたしまして「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」ということで、ソーシャル・インクルージョン、共生社会といったことを目標に掲げておるところでございまして、

それから、26ページの2番の基本方針でございますが、こちらにつきましては、あくまでも市は行政として提供しなければならない福祉サービスについては提供しなければなりませんし、行政が果たすべき役割は果たしつつ、市民、行政、関係機関、事業者、自治会、町内会、ボランティア団体、NPO等の多様な主体の方々と連携して進めていかなければならないと考えてございます。

3番の基本目標といたしまして、3点挙げさせていただいております。支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり、2番としましてともに支え合うことができる地域環境づくり、3番としまして地域福祉を担う人づくりといったところを主な取り組みの目標として掲げてございます。

その中で特に重点的に取り組む事項でございますが、1つは地域トータルケアシステムの構築ということで示させていただいておりますが、これはいろいろなサービスが有機的に地域を中心としまして実現されるということで、皆様ご承知だと思いますが、地域包括ケアシステムというのが介護の関係ではございますが、それを高齢者だけに限定するのではなく、広く支援の必要な方についてはそういった考えを持ちながら、地域でトータルでケアをしていくという体制の整備を進めるということになります。

それから、2点目としまして協働による生活支援の体制の整備ということで、地域福祉推進会等を中心に、地域住民との協働によりまして日常的な見守り支援、見守り活動や災害時の連携など、地域での支え合い体制の整備を進め、地域福祉の増進を図ってまいりたいというものでございます。この中では、日常生活の支援を捉えたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティービジネスなど、新たな社会資源の開発も支援していきたいというふうに思っております。

それから、重点的な取り組み事項のもう一つ、人材の育成という観点でございますが、適切なサービスが有機的につながるように、地域福祉コーディネーター、一般的にはコミュニティーソーシャルワーカー等の名称で呼ばれている方々でございますが、こういった専門職、あるいはこういった考えを持ちながら進めていかなければなりませんので、こういった方の配置や養成を進めながら、地域福祉推進会や、民生児童委員さんのような地域福祉の推進役の方だけではなく、広く市民の方に福祉に関する意識を高め、地域福祉を担っていただくように進めてまいりたいと思います。

28ページ、こちらで体系図を示しておりますが、総合計画を受けて地域福祉計画があり、さらに個別の施策につきましてはそれぞれの計画が策定されていくということになります。現在27年度スタートの計画でございますが、総合計画を初めとしまして地域福祉計画、それから、障がい者、高齢者、子ども・子育て、健康21プラン、これら27年度スタートということで、今回横並び、一線でスタートするという年になっております。

それから、地域福祉計画は理念計画という側面を持つということでお話をいたしました。が、実際の地域福祉に係る施策の展開はどうするのかということがございます。地域福祉に関する具体的な施策ということで、当課を中心に担当する事業を展開しますが、一番右側の部分ですが、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携しながら進めていくということでございます。具体的な施策の部分には、社協さんの地域福祉活動計画に委ねられるところもございますが、いずれ関係機関、それから地域の皆様、一丸となりまして地域福祉の向上を目指していきたいというところでございます。

各論の部分ですが、各論の部分も結構いっぱいございますが、3つに集約されました施策の体系に基づきまして、それぞれの重点的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

体系図をごらんいただきたいので、29ページごらんいただけますでしょうか。ここは3つに大きく分けておりますが、支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくりということで、これは福祉サービスの仕組みというところでございます。この中の主立ったものは、一番上の部分になりますが、二重線の箱で囲っている部分が今回重点的に取り組むものでございます。代表的なものとしましては、地域福祉コーディネーターの養成等について努めてまいりたいと思っておりますし、社会的孤立の防止のために見守り協定の活動と地域での協力を進めるような体制を図っていきたくと思っております。皆様参加したことがあると思っておりますが、認知症サポーター講座なども研修会として予定をしているところでございます。

それから、生活困窮者支援の推進ということで、こちらは新たな法律が成立いたしましたので、生活困窮者自立支援法という法律がございます。これは、生活保護に至る前の方の支援を行うという目的の法律でございますが、こちらと連動しまして、困窮対策については重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、真ん中の段でございますが、ともに支え合うことができる地域環境づくりということで、これは地域での支え合いの体制づくり等を進めていくということになります。イメージしていただきやすいのは、日常生活での支え合い体制の整備ということで、見守り活動であったり、除雪であったり、買い物支援であったり、日常生活支援の部分について継続的に取り組みができるように調査研究等をしながら進めてまいりたいと思っております。また、先ほどお話いたしましたように、災害時の支え合い体制についてもこの部分で取り組んでまいりたいと思っております。

それから、地域福祉を担う人づくりということで、人材の育成の部分でございますが、こちら先ほど申しましたが、地域福祉の活動を担っていただける方々の人材の育成に努めてまいりたいと思っております。ボランティア活動、NPO活動に関する人材の育成等に努めてまいりますが、特に今後地域の中で増えていくと思われる団塊の世代の方々の参加を促していきたいと考えております。

それから、社会福祉事業に関する人材の育成といったところでは、先ほど申しましたように地域福祉コーディネーター、いわゆるコミュニティーソーシャルワーカーと言われるような方々の配置、あるいは現在地域包括センター等にいらっしゃる社会福祉士の方等のご協力をいただきながら、そういったネットワークの形成を図っていきたくと考えております。

以上、非常にボリュームある内容のところをかいつまんでご説明申し上げましたが、いずれこの計画につきましては市民、行政、関係機関、事業者、町内会、自治会等の組織、そしてボランティア団体、NPO等のそういった方々と協働しながら進めていくものということでございますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

(竹田会長) ご苦労さまでございます。それでは、ただいまご説明いただいたこの内容につき

まして、皆様方から質問あるいはご意見がございましたらお願いします。

湊委員。

(湊委員) 地域福祉を担う人づくりのところなのですが、人材の育成というところで、よく笑い話にもなっているのが人はやっぱり支え合うと、ところがその人の左側は男で、右側が女であると、女の人は男の人をいつも支えている、男の人がいなくなれば女の人は身軽になって何でもできるというような、講演などでもそういった話がされております。今男女協働参画社会と言われておりますので、男の人のボランティアの参加、特に福祉というのは結構力の要るときもありますので、何とか男の人の参加を高めるようなものがないのかなといつも思っております。よく奥さんが入院したら旦那さんは物がどこにあるかもわからなかったとか、そういうのは地域でもよく聞く話ですので、男の人のボランティア参加をもっと高めることを入れていただければと思います。

(菊池地域福祉課長) ありがとうございます。全くそのとおりでというふうに存じます。

例えばこの本編の中では、サロン活動等の実績が地域での支え合い体制の向上に非常に寄与しているということを書かせていただいておりますが、やはりサロン活動の参加者も実は女性の方が多かったりするものでございます。男性の参加者というのは比較的少ないところがございますが、テーマを絞れば男性の方も参加していただけるというふうに思われますので、そういったテーマの絞り方、それから団塊の世代の方は元気な方が多くいらっしゃるし、いろいろな職業で活躍されてきた方が多いので、そういった技能を生かせるような活動というものの支援が必要なのかなと思っております。いずれそういった方々の今後の地域での協力が不可欠だと思いますので、ぜひそういった観点で進めていきたいと存じます。

(竹田会長) ほかにございますか。

齊藤委員。

(齋藤委員) これ個別の問題で、ちょっと申しわけありませんが、21ページの現状と課題であります通院とか買い物ですが、この前NHKで、かなり長時間にわたって買い物難民の番組をやっていました。これは大都会、新宿区の話で、新宿区の中を軽四輪を使って施設とかひとり暮らしのところを移動販売しているということなので、びっくりしました。新宿といえど、奥に入るとすごく起伏があるまちだそうです。老人とかひとり暮らし、あるいは施設に入っている人は行けないみたいな、100メートル、200メートルも歩けないと、そこで移動販売をやると。これは徳島の事業者と言っていましたね。今関西あるいは関東まで事業をやっていて、いずれは全国展開するとか言って言っていましたから、期待したいと思うのですが、それを考えますとうちの地区は移動手段がない、行けない、交通の便がないとか、もっと困っていると思うのです。何かいい方法を考えていただければいいと思います。ただ、新宿区の場合は利用者が桁違いだと思うのですね。こっちはやろうといたってなかなか利用者が少ないし、多分やるといったって採算が合わないとか、いろいろ問題点があると思いますが、できれば行政で、あるいは社協さんでもいいのですが、買い

物弱者、あるいは通院とか、もうちょっと何か考えていただければいいかなと思います。これは要望です。

(菊池地域福祉課長) ありがとうございました。移動販売の関係は、新たなコミュニティービジネスにも該当してくるのではないかなと思っておりませんが、市内でもちょっと形は違うのですが、やってみたいというふうにおっしゃっているところがあります。それから、委員さんがおっしゃった徳島の例というのは、とくし丸という会社だったと思いますが、中小のスーパーの商品を受け取って、それを売って、余ったらまた戻すという販売をやって、無駄を出さないというやり方で、福祉ビジネスとして何とか成り立つという形のようなものと伺っておりますので、そういった業者さんといいますか、法人さんが市内でも参入する可能性はあるのかなと思っておりますし、移動手段とか通院手段の関係は交通対策の部分とも関連しますので、こういったところでの連携は必要というふうに感じております。

(竹田会長) ほかにございますか。
佐々木委員。

(佐々木委員) 市の予算も1,000億中400億、職員の数も5割近くが福祉対策になっております。したがって、こんどは地域で福祉をやってくださいというような計画だと思います。計画そのものはまさにそのとおりでありますけれども、社協の話し合い、あるいは地域の話し合い、ほとんどが65歳以上の、あるいは80歳、そういう方々の体制になってきております。ご説明いただきましたけれども、若い人たちが地域福祉のみならず地域活動に参画ができないという状況、これが最も強く影響出るのが地域福祉なのです。ところが、最も高齢化が進んでいるのが地域福祉の体制なのです、現実はこの辺がちょっと読めなかったもので、そういう地域福祉をやるためには世代交代、若い人が参画できるような体制が大筋で入らないと、今後盛岡市でもつらいかなというふうに感じました。その辺がこの中身見ると、盛岡市の役割というのはあるのですけれども、書かれてこないのだよね、「市では」とかという。市の大きな仕事というのはまさに予算をつけて事業化することなのですけれども、そういう若い人とか人づくり、福祉の人たちをつくっていくというのは、やはり行政だと思うのです。そういう地域福祉の体制づくりは市がやるのだというようなことが見えたら、よかったかなというふうに感じました。本当に高齢者が高齢者を見ていかなければならない社会、これは社会情勢ですからしょうがないのですけれども、しょうがないとは言ってられない。新しい計画の中には何かしら若い方々が入るような施策みたいなものがうたわれたらよかったなと思いました。所見がありましたらお聞かせください。済みませんでした。

(菊池地域福祉課長) 自発的に若い人たちが地域活動に参加するというのは、なかなか高い意識がないと大変なのかなと思います。それを何らかの形で参加していただけるように、市では働きかけをしなければならないと思っております。ワークショップ、アンケート等の結果を見ますと、いわゆる世代間交流事業の効果とか、若い人たち、高校生対象のワークショップをしたのですが、お手伝いできることはやりたいというふうにお答えになってお

りますので、やはり働きかけ、あるいは「時間があれば」ということもお話しされていまして、そういった設定をうまくコーディネートすれば、ある程度そういった方向性には行くのかなと思います。

それから、市の姿勢ということのお話ございましたが、地域福祉の計画、地域福祉の推進は、地域の皆さんと市が連携して、協働してやらなければならないので、今回計画をつくるときだけワークショップをやってというようなお話もされる場所なのですが、こういった取り組みというのは長いスパンではなくて、例えば毎年何カ所でやるとか、そういったことが必要だなと当課の中では考えておりますので、いろいろなテーマを持ちながら、地域の皆さんとお話し合いをして、いいアイデアを出せるようなところはお金をかけなくてもできると思いますので、これからの計画ではやっていきたいというふうに考えております。

(竹田会長) ほかになければ、この案件の取り扱いについてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、審議案件第4号 第2期盛岡市地域福祉計画(案)については、原案どおり可とする答申といたすことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) では、そのようにさせていただきます。

以上で諮問に係る審議案件は終わりましたが、最後に自主的審議事項として1件ございますので、引き続きこれを進めてまいりたいと思います。

審議第5号 委員提案事項について を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

(佐々木企画調整監兼総務課長) それでは、事務局の立場ではございますけれども、審議第5号についてご説明を申し上げたいと思います。

お手元のほうにお配りをしました、第54回地域協議会、7月30日に開催しておりますけれども、その際に佐々木委員さんから新市建設計画における未着手事業の方向性について提案書の提出がございました。提案の内容につきましては、玉山区内の12事業について未着手になっていることから、これについて早急に方向性を示すべきであるといった内容でございます。

それで、54回地域協議会で皆様方からご意見をいただきました。最終的には、事業の進捗状況について毎年報告があるわけでございますので、その報告を待って、取り扱いについて協議してはどうかという結論になりました。それで今回報告第5号におきまして、担当であります市長公室から報告があったわけでございます。それを踏まえまして、この提案書の取り扱いについて地域協議会としてご協議をいただいて、方向づけをしていただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。今の説明に対しまして、皆様方からご意見ございますれば承りたいと思います。

佐々木委員。

(佐々木委員) 提案者とすれば、きょうのようなことがあり得ると想定してきたわけです。課長の説明にもありましたように、報告を受ける前に提言をしたらどうでしょうかという7月30日の提案でした。それが役所的には10月か11月ごろ、その辺の話があるはずだから、それを見てからということで、今11月14日です。こういう提案ではなかったはずでございましたけれども、委員の皆様方も市当局の状況を見ながらということなので、後追いになってしまったのですけれども、きょうの市からの説明の前にこういうことをお願いしておけば少し変わったような気もするのです。12のうち3つぐらいは削除したい、しかし代替の事業は出てこなかった、この中には具体的に統合するもの、組みかえをするもの、こういったことを示してくださいと書いておったわけでありますから、事前に言っていればきっと市としてもお聞きをいただけたような気もします。

それから、啄木記念館と歴史資料館の件についても我々の意見書を踏まえていただいて、統合、あるいは動き方として27年着工あたりまで話が出ていました。きょうの進捗状況の話は一応概要ですと、今回は現状の説明でございますと、今後についてはさらに詰めますということでしたので、今からでも未着工の部分の対応については早く示していただかないと。玉山区とすればだんだんに12が3つ切れて、4つ切れて、残りが3つしかなかったのでは困るわけでありますので、きょうのような示し方をする場合には、これは社会情勢が変わったのでやめますとか、こういう問題も出てきましたので、こういう事業にかえませんか。旧市の場合はそうなのですね、国体が来るからスケートリンクをつくりましょう、太田のテニスコートに屋根をかけましょう、これが追加事業で25億。生出のエコタウン計画についても、いい湧き水があるので追加事業として4億いただいておるわけでありますけれども、玉山区としても残っている12事業についてはそういった方向性をお示しをいただけたらよかったなと思っていましたので、ちょっと時間ずれたかもしれませんが、提案者とすればきょうの説明をいただいたことに対して、未着手事業の方向性をきちっと示してくれという意味ではお願いをしたいと思っております。

(竹田会長) 事務局で特に……

(佐々木企画調整監兼総務課長) 特にないのですけれども、議事録からいきますと、事務局では発言をしておりませんので、皆様方の総意としてその報告を待つということでもまとめておまして、佐々木委員さんも会長のおっしゃるとおりの取り扱いでよろしいのではないかとことから、今回まで延ばしたということでございます。あとは、取り扱いについてはまさに地域協議会の中の判断ということになると思います。

(竹田会長) では、私からも一言発言させていただきます。

きょうの新市建設計画に対する市の説明でもございましたように、今の状況といいますか、実態を明らかにした上で、今後の取り扱いについては先ほど佐々木委員さんのほうが

らも触れられておりますが、いずれ所管のところでこれらの扱いについては検討して、その過程で私たちのほうにもお示しするというところでございますので、時間的なことにつきましては27年度でこの協議会も終わることになるわけです。現在のところそういう状況にあるわけでございますので、当然中身の話になりますと、その間に出てくることだろうというふうに思うわけでございますし、またそうした形で議論してもらわないと時間切れという感じにもなるわけでございますので、我々といたしましてもきょうのこの説明は単に実態、状況の報告のみならず、やっぱり残っている部分の扱いについては27年度内に、できるだけそれも早い段階で決着といいますか、方向づけをするというふうな捉え方を私はしたわけでございますので、そういう意味では今後においてもお互い関心を持ちながら、その取り扱いを注視していきたいというふうに思っております。

ついては、今の議題の扱いについては、状況は報告いただいたわけですので、今後につきましては結果は答え、答えは皆さんご案内のとおりなわけですが、引き続きこの問題については関心を払っていくということで、お互い確認し合って、この問題を終わりにしたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(竹田会長) では、そのような形で進めることにさせていただいて、本件につきましてはこのところで審議は終わりたいと思います。

一応皆様方にあらかじめお示ししておりました案件につきましては、全部審議は尽くされました。

6 その他

(竹田会長) この際、その他がありますが、何か皆さんのほうからございますか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 時間のないところ申しわけないのですけれども、とても気になっていることがあります。

というのは、市議会の広報、全戸に配られました。あの中に地域協議会の役割だとか、地域協議会が住民のためになっていないようなご質問があつて、それに何か答えたということでしたけれども、ああいう書き方されると皆さんはきっと、地域協議会ってそんなものかと思うので、どういうことで質問になって、その質問の対応、どういうお答えをしてあなつたのですか。ちょっとお知らせください。

(竹田会長) お願いします。

(小原事務長) 事の発端は、生出に隣接する滝沢市のほうに産業廃棄物を処理する施設をつくっているということに対して、ある団体から地域協議会会長宛てにどう考えるのかというような形で、ご質問のようなものが出されました。それに対して、地域協議会とはどうい

う組織なのかということをお答えさせていただいたというものでございまして、あくまで市の附属機関であると、市長が任命したものであるということで、第三者のそういった団体から地域協議会の会長が質問を受けて、答える立場にはありませんということをご答弁申し上げました。ただし、地域協議会の中にこういったことを審議してほしいとか、そういった声があるのであれば、それは協議をした上で市長に対して何か意見を言うと、そういう取り扱いはできるものです。ですから、繰り返しになりますけれども、地域協議会の会長としての答えを直接第三者に出すということは好ましいことではないというお話をしたということでございます。

(佐々木委員) 例の公開質問状が、自治会長に来たのと同じものが来たと。

(小原事務長) そうでございます。

(佐々木委員) それに対して、地域協議会の場合には質問状に文書で答えなくて、口頭で答えたわけだ。

(小原事務長) 口頭でお答えを差し上げました。それを市議会の場でもご質問があったので、重ねてそういう答えをさせていただいたと。

(佐々木委員) 自治会に届いた同じ文書が来たということですね。はい、わかりました。ちょっと気にしていましたので、ありがとうございました。

できれば前回、「会長宛てに質問状が来て、こうしたのさ」という話を言っていただければ心配しないで済んだような気もするし、結構気にして見ている人はおります。地域協議会で何もやっていないのというような、ちらっと見た人はね。今のような説明であれば別ですけれども、もしかすれば前回に状況報告をしていただければよかったかなと思っております。

以上です。

(小原事務長) 申しわけございません。今後もう少し皆さんに情報をお伝えするようにします。ありがとうございました。

(竹田会長) 事務局。

(佐々木企画調整監兼総務課長) 最後ですけれども、事務局からお願いいたします。

次回の地域協議会でございますけれども、奇数月ということで、年を越しました1月下旬ごろということで、会長さんと日程を詰めて、早急に皆様方にご案内をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは1件、以上でございます。

7 閉 会

(小原事務長) それでは、長時間にわたりましてご苦労さまでございました。

以上をもちまして、本日の第56回盛岡市玉山区地域協議会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

(17時38分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL 683-2116 (内線 218)

FAX 683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp